

平成 28 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 …………… 1
- 1. 所管事務調査 …………… 34

平成 28 年 12 月 14 日 (水曜日)

経済企業委員会会議録

平成28年12月14日 水曜日

午前10時00分開議

午後 2時33分開議（実時間174分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第129号・指定管理者の指定について（八代高等職業訓練校）
1. 議案第130号・指定管理者の指定について（八代市日奈久温泉センター、東湯）
1. 議案第131号・指定管理者の指定について（八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」）
1. 議案第132号・指定管理者の指定について（八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館、八代市相撲場）
1. 陳情第21号・農用地区域からの除外について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて）
 - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 大倉裕一君
副委員長 笹本サエ子君
委員 上村哲三君
委員 橋本隆一君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 黒木信夫君
農林水産部次長 柰島道則君
農林水産政策課長 小堀千年君
農林水産政策課副主幹兼政策係長 野田良晴君
農地整備課長 沖田良三君
経済文化交流部長 宮村明彦君
経済文化交流部次長 桑原真澄君
スポーツ振興課長 下村孝志君
スポーツ振興課副主幹兼振興係長 本村秀記君
商工政策課長 豊本昌二君
観光振興課長 岩崎和也君
企画振興部
東陽支所地域振興課長 松岡猛君

○記録担当書記 土田英雄君

（午前10時00分 開会）

○委員長（大倉裕一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（大倉裕一君） 最初に、予算議案の

審査に入ります。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（黒木信夫君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、農林水産部次長の忝島次長より説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○農林水産部次長（忝島道則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の忝島でございます。座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について御説明いたします。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正における人件費の補正内容につきまして、説明させていただきます。

補正の主な要因としましては、人事異動、退職者や退職者、育児休業者並びに市町村職員共済組合負担金率の改定の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてですが、国においては、月例給、一時金ともに、3年連続となる引き上げ改定が実施されるところでございます。しかしながら、熊本県におきましては、さきの熊本地震の影響により民間給与の実態調査ができなかったことや、県内の厳しい経済情勢などを総合的に勘案

し、本年の給与改定については行わないこととされているところでございます。また、熊本県におきましても、同様の事情により、極めて異例のこととして、本年の給与勧告自体を見送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、熊本地震による影響や昨年との給与改定等について熊本県準拠としていることなどを勘案し、熊本県と同様に本年の給与改定は実施しないこととしております。

それでは、この別冊の八代市一般会計補正予算書・第7号をお願いいたします。24ページをお開きください。

それでは、款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費でございますが、一般職6人分の補正として、67万1000円の増額補正です。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目2・農業総務費でございますが、一般職52人分の補正として、1177万9000円の増額補正です。主な要因は、フードバレー推進課職員1名の増によるものでございます。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費でございますが、補正額4530万8000円を計上し、補正後の金額を31億7519万4000円とするものでございます。

説明欄の事業ごとに説明いたします。

まず、一般農業制度資金利子補給事業として、補正額2万9000円を計上しております。本事業は、県が、熊本地震による被害を受けた農林漁業者の経営維持のために新たに設けた、地震災害対策緊急資金の運転資金の借り入れに対し、3年間の金利負担の軽減を行うものであります。

事業の内容としては、利子補給支援として、農家負担分を除いた金利の10分の7に当たる

2万5000円、また、保証料支援として、利子補給期間内における農業信用基金協会に支払う、農家負担分を除いた保証料の10分の10の4000円、合計2万9000円を補助するものでございます。なお、特定財源として、県支出金1万9000円を予定しております。

次に、担い手確保・経営強化支援事業として、補正額4527万9000円を計上しております。

本事業は、国の総合的なTPP関連政策大綱に則し、力強く持続可能な農業構造を実現するため、意欲ある農業者の経営発展を促進する取り組みを支援するもので、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、または農地中間管理機構を活用している経営体が、売上高の拡大や経営コストの縮減などに取り組み、融資機関からの融資を受け農業用機械や施設等を導入する際、その融資残の2分の1以内を補助するものであります。

対象地区は、日奈久、八千把、郡築、千丁の4地区4経営体で、その事業の内容としては、日奈久地区の経営体では、露地野菜用育苗ハウス及びトラクターアタッチメント等の導入、八千把地区の経営体では、トラクター及びアタッチメントの導入、郡築地区の経営体では、露地野菜用育苗ハウス及びトラクターの導入、そして、千丁地区の経営体では、田植機及びコンバインの導入を予定しております。

特定財源として、全額県支出金を予定しております。

なお、本事業につきましては、国の補正予算に伴い実施する事業で、本来であれば国からの配分通知を受けて補正予算に計上すべきところではありますが、経営体の早期事業の着手と年度内事業の完了のために、国への要望額にて計上させていただいていることに御了承をお願いしたいと思っております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、

目5・農業後継者育成費でございますが、補正額16万円を計上し、補正後の金額を134万9000円とするものであります。

説明欄の食育推進育成事業として、16万円を計上しております。

本事業は、県のくまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援等事業補助金を活用し、関係者との協議を重ねながら、学校給食における流通システムの現状や、地産地消に向けた課題等を抽出し、八代産食材の利用拡充を検討するものであります。

事業の内容としては、学校給食関係者、栄養士及び農林水産業関係者等から成る連携会議の開催や、地産地消等の専門家を招いた講演会の開催を予定しております。経費の内訳としましては、講師謝礼5万円、講師旅費8万7000円、そして、会議等の資料代として需用費2万3000円を予定しております。なお、特定財源として、全額県支出金を予定しております。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目6・農事研修センター費でございますが、一般職4人分の補正として、14万1000円の減額補正です。

次に、款5・農林水産業費、項1・農業費、目8・農地費で、補正額190万3000円を減額し、補正後の金額を13億8144万1000円とするものです。

説明欄の一般職11人分の補正として、430万3000円の減額補正であります。

また、水田汎用化緊急支援モデル事業として、補正額240万円を計上しております。

本事業は、県が目指す強い熊本の農業確立のためには、早急に担い手への農地集積を促進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要であるとし、水田に麦、大豆や露地野菜、園芸作物等の畑作物を導入するためには、水田の地下水位を下げ、排水性を改善することが求められ、その手法として、暗渠排水の整備

が最も効果的である、かつ即効性があるとされており、このようなことから、暗渠排水の施工について、浅層暗渠施工器を活用し農家による自力施工とした場合、施工コストが半分程度に低減され、農家の負担が軽減されることから、施工技術やコストの実証試験を行うことにより、本技術の普及を図るものであります。

事業の内容としては、実施主体の株式会社アグリ日奈久に対する自力施工委託料160万円、浅層暗渠施工器の備品購入費80万円を予定しております。

なお、特定財源として、全額県支出金を予定しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

上段の、款5・農林水産業費、項1・農業費、目12・地籍調査費でございますが、一般職16人分の補正として、1808万9000円の減額補正でございます。

主な要因は、職員2名の減と、退職者1名の影響によるものでございます。

次に、款5・農林水産業費、項2・林業費、目1・林業総務費でございますが、一般職9人分の補正として、885万6000円の減額補正でございます。

次に、款5・農林水産業費、項2・林業費、目4・林業新設改良費でございますが、一般職2人分の補正として、34万2000円の増額補正でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

上段の款5・農林水産業費、項3・水産業費、目1・水産業総務費でございますが、一般職5人分の補正として、240万5000円の減額補正でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

上段の、款10・災害復旧費、項1・農林水

産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費で、補正額2386万円8000円を計上し、補正後の金額を1億1871万8000円とするものであります。

説明欄の、熊本地震災害復旧事業関連として、農業施設災害復旧事業2269万5000円を計上しております。

本事業は、熊本地震で被災した国の補助災害において、5月専決予算に計上された箇所以外に被災が確認された農道及び排水路の復旧に係る経費を計上しておりますが、今回の補正に至った理由といたしましては、熊本地震の影響に加え、大雨により被害が拡大し、また、国の災害査定がおくれたことによるものでございます。なお、この間の対応としましては、応急措置等を講じているところであります。

被災箇所としましては、昭和、東陽地区の農道3カ所、昭和、郡築、千丁地区の排水路3カ所となっております。経費の内訳としましては、農道の舗装敷設がえ及び排水路の据え直し等の復旧工事として、工事請負費2269万5000円を計上しております。

なお、特定財源として、県支出金1475万2000円、市債710万円を予定しております。

次に、説明欄の熊本地震被災農地復旧補助金事業として、117万3000円を計上しております。

本事業は、熊本地震によって被災した農地において、農地の亀裂、液状化、隆起及び沈下が発生したものの、復旧額が国庫補助対象金額を超えないため、農家が自力復旧による対応をせざるを得ない状況であることから、その経費の一部を補助するものであります。

事業の内容としましては、トラクターのアタッチメント部に装着するレーザーレベラーを使用して農地を均平に整地する農家に対し、その経費の2分の1、上限10アール当たり350

0円を補助するものであります。対象面積は、33.5ヘクタールを予定しております。

なお、レーザーレベラーによる均平作業とは、レーザー光線に沿って、自動制御により高低差プラスマイナス2.5センチメートルの精度で水平均平を行うことができるとされております。

以上で、一般会計補正予算・第7号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議のほど、どうかよろしく願いたします。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） おはようございます。

食育推進育成事業についてですね、お尋ねしたいんですが、16万円計上されて講師謝礼が5万円ということで、どういった講師をちょっと想定しているのかなというのがちょっと気になるとこですけど。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 農林水産政策課、小堀でございます。

この講師につきましては、東京の大学の先生を、今のところ想定をしておるところでございます。ただ、予算も取っていないことから正式にアポをとっているような段階ではございませんけども、こちら側の想定としまして、この分野に造詣の深い東京の大学の先生といったところを計画しておるところでございます。

○委員（橋本隆一君） 重ねてお尋ねですが、今回の趣旨が食育ということで、学校給食における地産地消を活用するということだと思うんですが、そういった点から考えるならば、例えば九州圏内とか地元とかで、東京の先生でなくてもいいのかなっていう印象があるのと、それから、ほんとに地元詳しい、熊本の詳しい方のほうが、かえって自分はいいいのかなあっていう思いがあったのでちょっとお尋ねしたところなんで、その点の検討どのようにお考えでしょ

うか。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 今、東京の先生というふうに申しあげましたけども、そこも、今おっしゃいました九州管内の先生といえますか、造詣の深い専門家も含めて今後さらに検討していきたいというふうに思っております。一応、今のところは東京というところを考えておりましたけども、まだ確定してはおりませんので、そういったところも含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございました。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、次長から説明を受けた中で、担当部ですね、予算については、私としては、しっかり認めておきたいと思えます。特定の財源を見れば見るほど、ほとんど県の支出が多いということですから、それについて、若干ですね、担当部の農政部が、担当課長がお見えですからちょっとお伺いしますが、まずは担い手。先ほど次長が説明した中で、経営強化の支援事業の中で、県の支出金というのはどうしても10分の10なんですね。こういう、12月等については必ず補正でこれが出てくるという状況で、自治法の中では仕方ないというような状況なんですけども、県は、この事業について、どれだけの予算の確保をしておられるのかですね。県がですよ、この事業に対してはどれだけの予算確保しておられるのか。そして、手を挙げる自治体において、どれだけの配分、申請すればするほど全部来るのか、底なしの予算要求ができるのかですね。

それはほとんどの、農家の方々、いろんな経営体あたりにですね、窓口として市町村というのは、それを推進をしていかなきゃいけないという、そういう一つの窓口が、市町村であると思うんですよ。そういうことを考えれば、まず

は市町村の窓口は、ぜひともいろんな経営体じゃなくして、農家じゃなくしてから、JAの団体とか組織じゃなくしてから、その把握をしておかなければですね。概算の把握というのを予算の確保、予算を把握しておかなければ、推進もできない、不公平さが出てくるというような状況が出てくるというのは、私は事実だと思うんです。

そういうことで、まずは、農林水産の政策、担い手ですね、これについて、県はどれだけの予算確保をしておるのか、ちょっと伺いますので聞かせてください。わからなければ後日でも資料いただければということで、もう答弁は結構ですから。知っておられればちょっと答えてください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 担い手確保・経営強化支援事業の県への配分というような御質問でございますが、国全体では50億というふうに伺っておりますが、そのうち熊本県に配分された配分額につきまして問い合わせましたんですけども、お答えをいただいてないと、わからないといったところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 小堀課長、これは皆さん、担当の職員の方々は常にですね、プロセスを持って、上司にもですね、しっかりした中で把握をしていただくという。これは黒木部長、ぜひともですね。この県の10分の1、国が必ずそのたびそのたびで補正を組んだりですね、国会でもあるわけでありまして、いかにそれが市、県、国のパイプの中で情報をいかにキャッチするかと。今回の政府要望も一緒なんですけどもですね。これ部長も行かれました。

そういうことを考えれば、国の段階でどれだけの市町村が、この当初の予算、当初の支援をですね、どれだけ支援がなされとるのか、ひいては八代市はどれだけの支援を受けたのかと。3年間なら3年間でもいいし、この事業はいつ

ごろから国は事業を進めたのかな。わかっとればひとつ答えてください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） この担い手確保・経営強化支援事業につきましては、昨年度、やはり同じように、国の補正予算において実施されたところをございまして、今年度が2回目といったところをございます。通常の3割補助の経営体支援事業につきましては、以前より行われておりましたが、この担い手確保・経営強化支援事業につきましては、昨年度からといったところをございます。

○委員（山本幸廣君） 2年目なんですけども、要は八代にいろんな経営体あるわけでありまして、団体を含めて。これから、こういう事業を進めたいという農家の方々なり経営体の方々、たくさんおられると思うんですね。そうならば、ある程度の予算の見通しがなければですね、推進もできないんですね、市町村の窓口というのは。上がってきたときにそれに対応しますよという、それぐらいで。となればやはり不公平さが出てくると。ハウスのリースの問題を含めてです。9割補助の問題も、ああいうパニックがあったときにもですね、やはりそういう問題等がある。国がいつでもばらまきの中で補正を組んだりですね。国自体が、信頼性がないと言うてはいけないんですけども、地方から言わせればですね。

本当に心配しとるのは、こういうような予算なんですよ。毎年ですね、これだけの予算確保をしてこれだけの県の配分して、県は各市町村について、これだけの配分しましょうと。これだけの、はっきり言って、市町村としては推進をしてきた中で、10の経営体が手を挙げてきたと。それは完全に予算が確保できるのかと、こうなるわけですよ。なるでしょう。それはやっぱり逆転の発想で、あなた方が考えていかなければですね、必ず不公平が出てくると。知っとるところは知っとる、知らぬところは知ら

ない。そのお手伝いをするところですからですね。ぜひともこの県の補助という10分の10、これについてはやっぱり国の補助事業としてほとんどトンネルで来るわけでありまして、そこらあたりの把握するのはしっかりつかんで、そしてまた、その要望等は各市町村で要望しなきゃいけない。

年度内に着工しなきゃいけないのは当たり前ですよ。作物等はどこで播種をして種をまいて、そして収穫がいつごろですよ。あるいは屋根をかぶせるもの、そしてまた排水、土づくりのもの、後で出てきますけども、農業機械のアタッチメントと一緒にですよ。要るときはわかっとうわけでしょう。その前にきちっとしたですね、市町村もやはり県も、それは把握しとると思います。

そういう中でですね、私は予算については認めますが、内容等の手続等も含めて予算の確保についてもですね、しっかり担当部がですね、目を光らせて。八代市の農業の発展に寄与するのは、やっぱり行政、そしてまた農家の方々ですからね。農家の方々のために、事業、支援をするわけですから、そこはひとつよろしく願いしておきます。

その下の、水田の汎用化の、次長から先ほど説明がありましたですね。これも必要なんですね。これは新規事業でしょう。答えてください。農地整備課。沖田課長。ああ、委員長、済いません。

○農地整備課長（沖田良三君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農地整備課の沖田です。よろしくお願いいたします。

この水田汎用化緊急支援モデル事業といたしまして、おっしゃったように新規事業でございまして、県のほうが県内3地区をモデル地区として実施をするということでございまして、八代市、玉名市、甲佐町がそのモデル地区に選定

をされております。

お手元に、写真のほうお出ししとりますけれども、見ていただきますと、深層暗渠排水器ということで、このトラクターの後ろにつけるアタッチメントとして開発をされています。これは東北の農研センターのほうで開発をされていますけれども、これは八代市が購入をして八代市の持ち物で、将来貸し出して自力施工ができるようならばということで、今年度は実証試験ということで考えております。これが実際に使えるのかということとあれなんです、実際にどこの圃場でも利活用できるのかということ、さらには暗渠排水の効果の検証まで行うということで、新規事業として今回予算を上げさせていただきました。

その背景にありますのが、暗渠排水の要望、かなりまだ多うございまして、全国的になかなかその要望に対しての達成率というのが少ないということで、いかに経費を抑えて自力で施工ができるかということが今、課題となっておりますもんですから、それを熊本県では、こういう器械を導入して要望に答えられない部分を自力でやりたいという方がいらっしゃるならば、こういう器械を利用してコストの縮減に努めるということを事業の目的としておりますので、まずことしは実証試験ということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 沖田課長、大変ありがとうございました。説明を聞いて、ああ、なるほどなって納得するような状況でですね、そういう説明がありましたので。

要はこれはモデルという実証ですから、はっきり言って結果が良と出た場合にどういうふうな普及の推進をしていくかということ。土地改良事業では暗渠排水、暗渠の事業がですね、これははっきり言って、2分の1という補助で、今回の実証については100%、はっきり言っ

てから受益者負担はゼロというような状況でありますから、これがもし良としたときにですよ、新規事業として、これもまた予算がどれだけつくのか、来年度はもうつかなかったんですという状況になるのか、ここらあたりはどうなんですか。

○農地整備課長（沖田良三君） 一応、県のほうのモデル事業としては、今年度、実証試験までというのが県からの予算をいただいてする部分でございますけれども、これで排水効果が検証の結果良と出た場合には、希望者に対して市がこの器械を貸し出すというようなことで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 市が持ち、管理というのはなかなか難しいですよ。そこらあたりについては今後考えていただければ。

よそのものといったら必ずはっきり言ってそのままの状態、JAが貸し出したときにはもうほとんどですね、めちゃくちゃで、10年もてるのに5年ももてないというような状況でありますから、これは市がですね、県が来年度終わるとなればですね、それこそ市と県と国のパイプの中ですてたい、県にはやっぱり継続をしていただくと。

私はこの事業って物すごくいいと思うんですよ。これがもしも本当に実証で効果がですね、出ればですね、私はこの事業ってのはどんどん県にですね、八代市はこういうやっぱり平野、露地野菜もやっぱり水田も多いところであるしですね、私はぜひともこれはですね、成功というか、これははっきり言ってから、どうしてもメーカーの連中が一番ですね、実証試験をするわけですので。

その地域によっても違うから私が言いたいのは、なぜ日奈久のアグリだったのかというのがあるんですよ、それも。ああいう水田地帯で、やっぱりどうしても排水が悪いところの中でし

て、その効果というのはあるのかなというのと、やはり2カ所か3カ所ぐらい、山手と海手と、そしてああいう水田地帯のところですよ、そういうようなところをしていただければ。これは、もしよろしければ参考にして実証試験をしていただければと思いますので。

買ってすっただけから、実証試験ならただだもんな。ただでしょう、課長。

○農地整備課長（沖田良三君） 今回は実証試験ということで、作業に関しまして委託料として組んでおりますので、備品購入費と委託料、業務を委託して実証試験を行うということになりますので、箇所につきましてもある程度まとまったところ、そしてさらには排水不良地ということ、もともと組織の選定に当たっては、JA、土地改良区等にも御相談を差し上げたところですが、なかなか今、そこまで、実証試験まではできないということで、今回アグリさんのほうからやってみたいという御要望がありましたものですから、相手先をアグリ日奈久さんに選定させていただいたところで。

以上です。

○委員（山本幸廣君） そういう説明をいただきましたので、ぜひとも1カ所じゃなくしてから何か所かですね、対象になるとこだけはして、その実証というのが、比較を出してデータを出してから県にですね、その知り得た、メーカーにもですね、八代市が、単年度でこのような事業するわけですので、ぜひともそういう骨格となるですね、根拠となるものをですね、しっかりですね、捉えてから、メーカーなり県なりですね、八代市はこれが一番このような、器械については、土についてはいいですよという成果をですね、私は効果として上げていただければと思います。

この2事業については、先ほど来何回も言っておりますけれども、予算の確保というのをです

ね、しっかり捉えていただきたいと思います。ただうちはもう、推進をしたり、八代市の農家のためにですね、何ができるかという、トンネル事業であるわけですからですね、そこらあたりについては予算確保を早く、情報キャッチというのをすばやくして、末端までですね、公平の中でいくようにしていただきたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） レーザーレベラーのことについてお願いします。ことし、水稻も植えつけもできないように、困っておられたところもあるわけで、大変いい事業だと思います。この機械を、買い取るというわけ、購入するというわけじゃなかつたすよね。その辺のところをちょっと。機械の所有者はどこなのか。

○農地整備課長（沖田良三君） 写真にございますレーザーレベラーでございますが、今現在機械を所有しているところ、私たちが知り得るところで、JAさんが主にやっておられます。そのほか、一部建設業者の方が取り組まれてるというところもございますので、買い取るのではなくて、その作業に対する補助ということで、2分の1、3500円を予定をしております。

以上です。

○委員（村川清則君） じゃあ、オペレーター込みの値段ということですか。（農地整備課長沖田良三君「はい」と呼ぶ）

期間というか、来年の水稻の植えつけまでは何か完了させたいなという思いもあつたんですけど、その辺どうですか。

○農地整備課長（沖田良三君） 対象期間でございますけれども、震災直後から、委員おっしゃるように、来年の水稻の作付までを主な期間というふうに考えておりますので、それまでの期間となりますと、繰り越しもせざるを得ないかなというふうにも今考えてるところです。

以上です。

○委員（村川清則君） 農家の仕事というのは天候に左右されますんで、雨の後、そこ何日かは作業が恐らくできないでしょうから、ぜひ頑張ってもらっていただくように。

それと、オペレーター込みということで安心しました。さっき山本委員もおっしゃいましたように、JAでアタッチメントとかいろいろ貸し出したりしとるんですが、農家が適当に使うもんだからもう、傷んで早かつたすよ。だから、運転手込みということは非常に機械の延命化にもつながりますし、大変いいことだと思います。ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかに。

○委員（矢本善彦君） 郡築運動広場の繰越明許費についてお尋ねいたします。これに書いてありますように、11月から3月の工期の設定で落札業者いなかったということで、これは入札の辞退と捉えていいんですかね。それと、工期を延長すればですね、業者の対応が可能とは、具体的にいつを見込んでいるのかをちょっと教えてください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） ここにございますように業者がなかったと。辞退でございます。そのときに業者に事情をお尋ねしたら、工期が足りないということで、今回、1月にまた再度入札を予定しておりますが、工期につきましては6月末まで延長するといったところで計画しているところでございます。

○委員（矢本善彦君） 金額が合わなかったとか、そういうのはないのかな。

○農林水産政策課長（小堀千年君） そういう金額の面で折り合わなかったという話ではございません。（委員矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 以上で、第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、終了します。

執行部入れかわりのため、小会します。

(午前10時37分 小会)

(午前10時40分 本会)

○委員長(大倉裕一君) それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) 経済文化交流部の宮村でございます。お世話になります。

説明に入ります前に、1つだけ御報告をさせていただきます。去る12月1日、午前2時ごろでございましたが、八代妙見祭の神幸行事を含みます全国33団体が、ユネスコの無形文化遺産に登録をされました。12月17日、今週の土曜日でございますけれども、ユネスコ登録のお祝いを兼ねまして、吉村作治東日本国際大学学長を講師としてお招きいたしまして、講演会を開催いたします。なお、その夕方、祝賀会を開催いたしますので、あわせて報告、御案内をさせていただきます。

それでは、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、経済文化交流部に関します第6款の商工費並びに第9款の教育費を、桑原次長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○経済文化交流部次長(桑原真澄君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 桑原でございます。恐れ入りますが、座って御説明をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしく願い申し上げます。

それでは、ただいま部長のほうからございました、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号の、26ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、人件費の補正でございますが、その内容につきましては、先ほど農林水産部のほうより説明があつていることと存じますので、割愛をさせていただきます。

人件費につきましては、経済文化交流部関係では、このページの商工総務費、33ページの文化施設費、34ページの文化財保護費、社会体育総務費及び社会体育施設費で、それぞれ計上をさせていただきます。

全額一般財源でございます。

それでは、26ページの中ほどでございますが、款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費では、職員38人分の補正として、1777万6000円の減額で、補正後の額が3億274万5000円となっております。

次に、目2・商工振興費、クルーズ客船事業といたしまして補正額640万円を計上し、補正後の額が9億7217万2000円となっているところでございます。

全額一般財源でございます。

これは、クルーズ船の寄港が、熊本地震の影響がありましたものの、当初予定をいたしておりました寄港数を上回ることが確定したため、不足する経費を補正するものでございます。当初10回の寄港予定が、地震の影響で2回の減、追加で6回、差し引き都合4回の不足分をお願いをいたしております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費でございますが、職員7名分の補正として、62万4000円の減額補正で、補正後の額が1億5761万3000円となっております。

ます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目6・文化財保護費でございますが、職員10人分の補正として、説明欄のとおり、182万7000円の増額補正でございます。補正後の額が、説明欄、指定文化財復旧事業と合わせまして、1億6582万1000円となっております。

同じ文化財保護費の、ただいま申し上げました、説明欄、指定文化財復旧事業として、補正額70万円を計上いたしております。

全額、やつしろ文化振興基金からの繰り入れでございます。

これは、熊本地震で被災した指定文化財の復旧経費に対し、文化財保存事業費補助金を交付するものでございまして、袋町の八代市指定文化財、医王寺の本堂の復旧に対するものでございます。

次に、その下でございます。款9・教育費、項8・社会体育費、目1・社会体育総務費でございますが、職員5人分の補正として、472万6000円の減額補正でございます。補正後の額が、4499万3000円となっております。

その下、目3・社会体育施設費でございますが、職員3人分の補正として、79万円の増額補正でございます。補正後の額が、説明欄の事業と合わせまして、10億1029万6000円となっております。

説明欄の社会体育施設改修事業では、補正額5億3030万円を計上いたしております。

財源内訳の特定財源は、国の社会資本整備総合交付金3816万円、地方債4億8980万円で、一般財源が234万円でございます。

これは、以前より御説明を申し上げておりますが、熊本地震で被災した社会体育施設、総合体育館大アリーナと東陽スポーツセンターの復

旧経費でございまして、つり天井の撤去及び新設、照明や空調機器等の電気・設備工事などを行うものでございまして、総合体育館で総事業費4億1580万円、東陽スポーツセンターで1億1450万円、合わせて5億3030万円となっております。

工期につきましては、総合体育館で10カ月、東陽スポーツセンターで6カ月の予定としておりまして、それぞれ、来年12月及び8月末を完了予定としているところでございます。また、供用開始につきましては、総合体育館大アリーナが平成30年2月、東陽スポーツセンターが平成29年11月を予定いたしております。

あわせて、限度額5億3030万円の繰越明許費の設定を行っております。

次に、体育施設管理運営事業として、補正額92万2000円を計上いたしております。

全額一般財源でございます。

これは、熊本地震により避難所開設を行った総合体育館の、避難所運営経費及び大アリーナ使用不能に伴う利用料の減収分などを補填するものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（矢本善彦君） 体育施設管理、社会体育施設の改修事業についてお尋ねですが、総合体育館と東陽スポーツセンターの改修をされるんですが、請負についてですね、先ほど農林水産業にも言いましたけど、入札を辞退ということで、入札する企業あるんですかね。今、地震でどこも仕事が忙しいっていう話を聞いてますから。それと、予定期限内に施工が可能か、それをちょっとお聞かせください。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） おはよう

ございます。スポーツ振興課、下村と申します。

委員お尋ねの件でございますけれども、確かに、入札の不落等も考えられるところでございますけれども、今回、一番大きい総合体育館につきましては、JVあたりの関係で、なるべく入札が落ちやすいような体制で臨むところでございます。

なかなか、そのほかにもですね、さきの委員会のほうで少々御説明申し上げましたけれども、人材でありますとか部材、そういったものの調達为抓手にできればよろしいんですけど、その辺のところの不安材料は残っているところでございます。

○委員長（大倉裕一君） 矢本委員、よろしいですか。

○委員（矢本善彦君） 工期――。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 済いません。工期に関しましてはですね、もう先ほど来申し上げますとおり、現在設定しております工期というのは適正な工期ということでございますので、事情によっては、十分先に延びるということも考えられないことはないというところでございます。

○委員（矢本善彦君） なるべくですね、工事も地元業者に発注をよろしくお願いしときます。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連なんですけど、予算についてはですね、（聴取不能）、当初からずっとこの委員会ある前にですね、すばやく震災後、私たちも現地を視察をし、担当の方々、担当部署の方々、本当に丁寧に、総合体の天井の現状、小アリーナからですね、職員の方々五、六人ぐらいですね、対応していただきました。その現場を見ながらですね、早急に対応しなきゃいけないという状況の中で、これだけのやっぱり国の災害対策というのが出ましたの

で、あとは今、矢本委員が言われたように、JVという話を今担当が言われましたが、もうそれから、震災後私たちが行ってからもう何カ月もなります。その間というのは、業者とはですね、ある程度の専門知識の中で、どういう改修をしたらいいのかという、そこら辺については、ニーズ等を捉えてから、私は、業者なりコンサル等も含めて、担当部は対応しておられるだろうと信じております。

ですから。こと矢本議員が心配されたのは、やはり郡築の運動広場でも同じように、入札不能にならないためにはどうしたらいいのかということですね、これは私からの要望です、不能にならないためにはどうするか。なればまたですね、大変なことになるというのをですね、私は捉えていただきたいと。

予算については、この辺の状況は何回もあって、私は予算についてはこれは賛成をいたしますが、そういう対応の中でですね、後に問題が残らないようにするためにはどうするかということですよ。お互いに、我々議会もですけども、担当の職員というのは、インテリジェンス――知恵をですね、しっかりいろんな分野からかりながら、お互いにまた自分たちもその知恵をかしてやる、インテリジェンスかしてやるというようなですね、私はそういう相互の中で、すばらしい災害復旧ができるようにですね、強く要望をしておきます。

業者の方々というのは、先ほど矢本委員言われましたように、地元というのは。必ず地元というのは当たり前のことだと考えてください。これは何回も議会から地元地元言われること自体が、執行部としてはですね、不愉快だと思うんですけども、それをやり遂げるというのは、いろんなやっぱり管理でも一緒なんですけども、やっぱりマニュアルがあるわけですね。地元業者っていうのはマニュアルがなきゃいけないんですよ。どことどの金額までは地元

で、どの金額については、じゃあはっきり言って県内の業者、そしてまた、5億以上になれば、やはり大手、中堅のところというようなマニュアルというのなものをつくっておれば、議会からも何も言われなくていいんですよ。それは執行部がしっかりつくつかないかぬと思うんですよ。そうすると、議会でがちやがちやがちや言われぬでよかし、はりかかんでもよかしですね、執行部と、車の両輪のようにいくんですよ、議会も。

それを私は強く、今回のこの問題についてはですね、改修については要望しておきますので、そこらについて宮村部長に一言コメントいただければと思います。委員長、よろしく願いします。

○**経済文化交流部長（宮村明彦君）** 山本委員さんからの御指摘につきまして、くれぐれも肝に銘じて対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○**委員長（大倉裕一君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（大倉裕一君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（大倉裕一君）** なければ、これより採決いたします。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○**委員長（大倉裕一君）** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎**議案第129号・指定管理者の指定について**

（八代高等職業訓練校）

◎**議案第130号・指定管理者の指定について**
（八代市日奈久温泉センター、東湯）

◎**議案第131号・指定管理者の指定について**
（八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」）

◎**議案第132号・指定管理者の指定について**
（八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館、八代市相撲場）

○**委員長（大倉裕一君）** 次に、事件議案の審査に入ります。

なお、議案第129号・八代高等職業訓練校に係る指定管理者の指定について、議案第130号・八代市日奈久温泉センター及び東湯に係る指定管理者の指定について、議案第131号・八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ及び八代市農林産物等直売施設菜摘館に係る指定管理者の指定について、及び、議案第132号・八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館及び八代市相撲場に係る指定管理者の指定については、関連がありますので、本4件を一括議題とし、採決についてはおのの行いたいと思います。

それでは、本4件について、一括して説明を求めます。

○**経済文化交流部長（宮村明彦君）** 議案第129号・指定管理者の指定から、議案第132号の4つの指定管理者の指定について、一括して桑原次長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○**経済文化交流部次長（桑原真澄君）** それでは、指定管理者の指定につきまして説明をさせていただきますと存じます。座ってよろしいで

しょうか。申しわけございません。

それでは、12月定例会議案書の、1ページをお開きをいただきたいと存じます。

経済文化交流部が所管いたします施設のうち、議案第129号から4ページの132号までの、4施設の指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。ただいま委員長のほうからございましたように、一括して説明をさせていただきたいと存じます。

提案理由といたしましてはいずれも、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を経る必要があるため、提案をさせていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、議案第129号でございます。公の施設の名称は、八代高等職業訓練校で、指定管理者となる団体の名称は、職業訓練法人八代職業訓練運営会。指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

2ページをお願いいたします。

議案第130号でございます。公の施設名称は、八代市日奈久温泉センター及び東湯で、指定管理者となる団体の名称は、九州綜合サービス株式会社、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第131号でございます。公の施設名称は、八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ及び八代市農林産物等直売施設菜摘館で、指定管理者となる団体の名称は、株式会社東陽地区ふるさと公社で、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

議案第132号でございます。公の施設名称

は、八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館及び八代市相撲場でございます。指定管理者となる団体の名称は、NPO法人八代市体育協会で、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

それでは、詳細につきまして、お配りをいたしておりますが、別紙の、右肩に経済企業委員会資料、経済文化交流部作成とあります、11ページ物、よろしいでしょうか、A4の縦でホッチキスで、11ページ物をお配りをしているかと存じますが。（「これか」「これです、こっちの、縦の」と呼ぶ者あり）11ページ物でございます。A4の縦で、左肩にホッチキスを。よろしいでしょうか。申しわけございません。

同じ内容のもの等については、割愛等させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1枚あけていただきまして、まず、1ページの議案第129号、指定管理者候補者の選定結果について、八代高等職業訓練校でございます。

1、施設の概要は、記載のとおりでございます。

指定の期間は、先ほど申し上げておるところでございます。

3の提案価格は、無料でございます。

4、指定管理者候補者の概要は、記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

5の指定の経緯でございますが、平成28年10月17日、募集要項の提示を行いまして、同10月28日、提出締め切り、同11月7日実施の選定委員会で、事業者からのプレゼンテーション、事業者へのヒアリング等を行い、同日、指定管理者候補者の決定がなされておると

ころでございます。

6の今後の日程でございますが、今議会指定議決後、速やかに指定通知及び指定の告知を行うこととしております。年が明けて3月に、予算案の提案、議決をお願いをいたしまして、4月1日付で、協定の締結及び指定管理運営開始の予定となっております。

7でございますが、選定委員会委員の皆様を記載をいたしております。鈴木税理士様を初め、10名の方をお願いをしております。

8の選定結果につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第130号、八代市日奈久温泉センター及び東湯でございます。

1、施設の概要は、記載のとおりでございます。

3の提案価格は、単年度240万円、5年間の合計が1200万円でございます。

4ページをお願いいたします。

4、指定管理者候補者の概要は、記載のとおりでございます。

5の指定の経緯でございますが、(1)から(4)までは、高等職業訓練校と同様で、(5)の応募状況でございますが、説明会への参加が2団体、応募件数が1団体となっておりますが、この応募件数につきましては2団体の間違いでございます。申しわけございませんが、訂正方をお願いいたします。まことに申しわけございません。

6の今後の日程、7の選定委員会委員、8、選定結果については、記載のとおりでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第131号、八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ及び八代市農林産物等直売施設菜摘館でございます。

1、施設の概要は、記載のとおりございま

す。

3の提案価格でございますが、単年度702万円、5年間の合計が3510万円でございます。

4の指定管理者候補者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

5の指定の経緯でございますが、(5)の応募状況で、説明会への参加が2団体、応募は1団体でございました。

6、今後の日程以下は、記載のとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第132号、八代市総合体育館のほか、7つの体育施設でございます。

1、施設の概要、及び8ページの施設内容は、記載のとおりでございます。

3の提案価格は、単年度7040万4000円、5年間の合計が3億5202万円でございます。

9ページをお願いいたします。

4、指定管理者候補者の概要、以下10ページまでにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

A4の横でございますが、選定結果の一覧表でございます。

各施設とも、5項目にわたりまして200点満点で審査が行われた結果、審査委員会委員10人の平均の合計点が、八代高等職業訓練校で141.4点、八代市日奈久温泉センター及び東湯で156.2点、八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ及び八代市農林産物等直売施設菜摘館で164.1点、八代市体育施設で148.9点となり、候補者選定の基準でございます100分の60以上を、いずれも満たしているところでございます。

以上で説明を終わります、御審議よろしくお

願いを申し上げます。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（矢本善彦君） 指定管理の、八代高等職業訓練校についてお尋ねしますけども、以前は私たちも利用してたんですけども、いろんな技能士ですね、育成の場所として、左官、大工さん、塗料、建具屋さんとか、みんな事業主が先生となって教えていただいて。今の状況はどのような。現状をちょっと教えてください。概要と。

○商工政策課長（豊本昌二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工政策課、豊本でございます。よろしく願いいたします。

八代高等職業訓練校の現状でございます。今年度ですね、入校については2名ございました。それから、昨年度からの入校の方が6名おられますので、全体で8名で今、されております。先ほどからございました、この長期の普通訓練と言われるものの今御紹介をしたところですが、なかなか今ですね、そういった技術者育成というのがうまくいってありませんで、人数もですね、少し限られた中でしておられます。

それ以外では、短期ですね、委託訓練というのをしておられまして、そちらのほうが、今、人数ですね、かなり、延べ人数からしますと、今年度でいえば、二講座ほどされる中で、延べからいうと2000人近いですね、人数をですね、されておりますので、それからいくと、合わせてですね、こういった職業訓練というものは行われているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） 今、課長が、去年は6名、ことしは2名って言われましたけど、これは何ですか、技能士の人数ですか。

○商工政策課長（豊本昌二君） 今お尋ねの件ですが、基本的には木工関係の、はい、方が、主なものでございます。あと建築関係、はい、になります。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） じゃあもう左官さんとか、塗料屋さんなんかおんならぬとな。

○商工政策課長（豊本昌二君） 今のところそちらのほうは、はい、聞いておりません。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） せっかくね、職業訓練校って今あるんだから、やっぱしもう少し、企業にね、やっぱ、周知してね。今、技能士がだんだん減っていきよるから、やはりこういう災害があったときに、やっぱし入札の辞退あるのは、こんなのが響いてくるんよな。だから私が一般質問でしたごつ、やはりこれからは、やっぱし技能士を育てていかぬと。ユネスコになった妙見祭も、自力で材料もね、こっちで確保しながらそういう、いろんな面で、やはり技能士のね、存在ができてくるから、やっぱそんなのをね、ひとつ、やっぱし、組合の人たちにね、やっぱし話しかけてやっていただきたいと思います。

それと、2000人ぐらいというのは、講座はどんな講座をされてるんかな。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今、一生懸命、資料を探しておりますが、基本的にですね、OA機器の、パソコン等の講座に受講されてる方が多いでございます。

以上でございます。

○委員（矢本善彦君） わかりました。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） 一括してということでございますので。132号ですね、体育施設の、NPO法人八代市体育協会、非公募でござ

いますけれども、一般質問でも取り上げられてたと思いますが、この役員の固有名詞を書いた一覧表欲しいと思うんです。役員構成ですね。

（「資料要求になるかな」と呼ぶ者あり）資料を提供していただきたい。

○委員長（大倉裕一君） その資料は、今提出したほうがいいんですか。それとも、後日とか、後ほどでも構わないですか。

○委員（笹本サエ子君） ちょっと、この討議にね、関係ありますので、今出していただきたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） 今、笹本委員のほうから資料請求の申し出がありました。

お諮りしたいと思います。本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員（矢本善彦君） よければ、議事録をいただきたいんだけど、いただけぬかな。この内容の。審査の結果の。いろんな会議があっている議事録を。これは点数は書いてあるけど。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 議事録につきましてはですね、これは一応、秘密会議、非公開会議ということになっておりますので、ちゃんとした議事録というのは作成しておりません。概要でしたら、ある程度お伝えできると思いますけれども。

○委員長（大倉裕一君） 確認をしますけど、体育施設の議事録ということですか。

○委員（矢本善彦君） いやいや、全部の会議の。

○委員長（大倉裕一君） 全部。4件の。

○委員（矢本善彦君） うん。会議をこんなしとんなっでしょう。そして役員さんのおんなっでしょう。そういういろんな話があつてと思うとたいな。

○委員長（大倉裕一君） 選考委員会の内容に

ついてということですか。

○委員（矢本善彦君） うん、選考委員会の。私たちが一般質問するとき、議事録書かすでしょう。あんなのが欲しいんだけどね。もらえるの。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 濟いません、お尋ねになりますけども、議事録につきましては、今、下村課長がお話ししましたように基本的に非公開でございますので、一言一句というものを文字で起こすことはしておりません。ただ、概要といいますかエッセンスっていいですか、ついては、それぞれ所管によって作成してるかどうかちょっとわからないんですけど。後日ということになるんですがよろしいでしょうか。

○委員（矢本善彦君） いいよ。よかですよ、後日。出さるつとば出してください。

○委員長（大倉裕一君） 今、矢本委員から、この指定管理者の選考委員会における議事録の概要について資料請求の申し出がありました。

お諮りをしたいと思います。本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 異議なしと認め、そのように決しました。後日、資料の提出をよろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） 委員長、休憩をお願いします。資料の来るまで話んできぬとやろ。

（「うん、でけん」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） どれぐらい時間が要りますか。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 10分あれば。

○委員長（大倉裕一君） 10分ですね。

それでは、25分まで休憩をいたします。

（午前11時16分 休憩）

(午前11時25分 開議)

○委員長(大倉裕一君) それでは、本会に戻します。

先ほど請求ありました資料のほうがしばらく時間を要するようですので、指定管理の社会体育施設、議案132号を外した状況で、質疑を進めていきたいというふうに思います。

○委員(矢本善彦君) 131号のですね、指定管理者の指定のうちの、日奈久温泉センター東湯と、東陽交流センターせせらぎ、菜摘館についてお尋ねをいたします。両施設はですな、観光振興課所管の施設であります。でありながら、単年の提案金額が240万と、委託料として702万円、納付金では、日奈久温泉センターは納付金が200万円で、東陽交流センターせせらぎは委託料が7693万円となっておりますけれども、そこをちょっとわかりにくいから説明してください。(委員長大倉裕一君「769万だろ。769万」と呼ぶ)769万か。済いません。769万です。そこをちょっと教えてください。

○観光振興課長(岩崎和也君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)観光振興課、岩崎です。よろしくお願いたします。

まず、納付金施設ということで、日奈久の温泉センターばんぺい湯、それから東湯、これにつきましては、そもそもガイドラインのほうで、この日奈久温泉施設とよかところ物産館、この2施設が納付金施設というようなことで、指定されています。その根拠としましては、3カ年間の収支が黒字で優秀なものであるというようなことで、納付金施設になっているところでございます。

それから、せせらぎのほうで、納付金施設じゃなくて、委託料で支出するというような状況になっております。これにつきましては、御存じのように、以前、灯油等、原油等の高騰に

よりまして、費用がかさみました。それで、結局、黒字が出なくなったというようなことになりまして、いずれにしても赤字が出るというようなことになりまして、委託料という取り扱いをしてるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員(矢本善彦君) わかりました。

○委員(山本幸廣君) 関連でよろしいかな。今の説明で、今回の指定管理というのをです。よ、納付と委託料という仕分けしている中でです。よ、今の説明で、岩崎課長、納得できないような気がするんですけどね。今、私初めてこれお聞きしたんですけども。

それは私も、あそこにも温泉に入り行きますが、当時は、そのような原油の高騰等で赤字になったかもしれません。今、現状はということで、決算が出るとじゃないですか。決算が出とつでしょう。決算じゃ黒字になつとつじゃないですか、今。六千何百万……。どうやったんかな、あれ。

決算状況ちょっと教えて。私が目を通したのは黒字やったがな、決算は。黒字じゃつたと。支出額が多かつたんかな。赤字かな。決算状況は。

○東陽支所地域振興課長(松岡 猛君) 東陽支所地域振興課の松岡でございます。

議員御質問のとおり、東陽ふるさと公社につきましては、平成27年度第12期、262万3000円の黒字でございます。ちなみに、27年度は、市からの委託料を1296万円いただいで黒字ということでございます。

せせらぎにつきましては、26年度までは300万円の納付ということで、経営を行ってまいりましたけれども、先ほど岩崎課長が申しましたとおり、灯油の単価が上がったこと、それと、少しやはり売り上げのほうで伸び悩んだこと、落ちたこと、そういったところで赤字に転落ということで、今懸命に努力をやっております

けれども、まだ委託料なしでは黒字に至るところまで行ってないというところの積算で、私たちが提案しています。

以上です。

○委員（山本幸廣君） じゃあ今、説明があったように赤字なんですよ。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 27年度、市からの委託料がなければ、赤字決算となります。

○委員（山本幸廣君） 指定管理のもとと設定した目的といいますか、これはもう皆さん方御存じのとおりだと思うんですよ。指定管理というのはですね。となればですね、公募をして、今回公募した中で、する中で、こういう結果になったわけでありまして、公募だから、非公募ならまだ言えるんですけども、公募ですから、きちっとした公募なされたということで、私もそれは理解いたしますが、あとは、経営状況も含めて、やはり公募すればするほど、黒字でやっぱし経営してほしいというのはありますよね。それはもう企業努力というのがあるわけですからですね。

それはなぜかって、どうしても市民サービスをしながら、そしてまた競争心を持ちながら、民間のノウハウをしっかりと持った中での指定管理ということで、私たちはその制度をつくったんですよ。民間産業の中で、そのノウハウというのを。そういう中で、市の財政の持ち出しというのをなるべく少なくしましょうということだったんですが、この委託料と納付の制度については、今後やっぱし検討したほうがいいと思うけどな。そこらはどうですか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 指定管理制度を導入いたしまして、もう10年程度たつのかなというふうに思いますが、やはりこの制度というのは、やっぱ毎年毎年、やっぱし検討していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。今の御意見もそうですし、

以前、ほかの委員さんからもいただいた御意見もそうだというふうに思っておりますので、所管課、制度自体の所管課はほかの部でございますので、そちらとも打ち合わせをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 知らない人は知らないでいいんですが、我々やっぱし議会というのは、こういうところをチェックするのも大事なですね。チェックをする中でお互いに理解をしていくという状況の中です。ぜひともこの委託料と納付についてのすみ分けというのをですね、私は早急に対応してほしいなと思います。

納付についてですね、やはり決算状況で納付をやっぱ決定するじゃないですか。岩崎課長そうでしょう、大体は。決算状況見ながら、納付を。

例えば、これは部長、決算状況で納付額が何%かのその基準ってあるんですか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 済ません、繰り返しになりますけれども、納付施設というものは、うちの指針のほうで——たしか指針だったと思いますけど、2つの施設を指定しております。先ほど説明したとおりでございます。日奈久の施設と、それから、新八代駅のそばのよかところ物産館、この2つの施設でございます。この2つの施設の納付額は、売り上げの2%ということに指針のほうで書かれておりますので、そのような算出をさせていただいているところです。

○委員（山本幸廣君） そこにですね、やっぱし問題があるんですよ。売り上げというとしやがにゃ、やっぱ入湯税を払ったところの施設と、物産館なんかはこれは、これこそもう売り上げなんですよ。ですね。で、東陽も一緒なんですよ、2つとも施設は。やはり、せせらぎについては、これは入湯税も含めて利用税等々ですね、運営をしていかれてる。物産館は売り上げ

で、これはもうはっきり言って、売り上げしなきゃいけないわけですからですね。物を売るわけですから。センターについては、これはもうはっきり言って入っていただくわけです。売るわけじゃないんですよ。そういう中でのすみ分けっていうのは、これは絶対これはせないかぬでしょうねえ。

私、前からこれひっかかっと思ったんですよ、納付と。いや、今回質問しようかと思ったら矢本委員が質問されましたから、お聞きしようかなと思って。きのうちちょっと岩崎課長に聞いときゃよかったんだけど、聞いてなかったもんだね。ごめんな。きのう聞いときゃ何のことなかったばってんな。

これだけはね、やっぱしっかりして、部長が言われたようにですね、委員長、よろしければきちっとした位置づけをしてください。温泉センターと物産館、そしていろんなところの委託料というのについては、ぜひとも考えていただきたいし、後から来る体育施設、これも委託料なんですよ。後から審議に入らせられると思いますけども、これは委託料ですからですね。

そういうことで、今、矢本委員が言われました中で、補足でありましたけども質問させていただきました。しっかりわかりましたので。理解します。今後検討してください。

○委員（矢本善彦君） あと1ついいですか。先日、新聞にも載りましたけれども、東陽のせせらぎのオープンとなったバイオマスボイラーかな、その内容ばちょっと教えてください。それと、効果はいつごろ出るんかな。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 議員御質問の、せせらぎに整備しました木質のチップボイラーでございますけれども、材料といたしまして、木質のチップを使用いたします。ボイラーの定格の出力が550キロワット。年間にですね、大体、現在710トン程度のチップを使用するという計算をいたしております。1

日約2トン。現在せせらぎにつきましては、2基の灯油ボイラーを使用しておりますけれども、この木質のチップボイラー設置いたしまして、7割程度をこのチップボイラーで熱量を賄う、どうしてもお客様が多いとき、それと、冬場ちょっと温度を、加温を上げる、そういったときに、3割ぐらい灯油ボイラーで補完をするというところで、私たちも試算をしております。

現在、まだ少しならし運転といえますか、やっておりますので、もうしばらく、はい、スムーズな運転、——ここは、チップの含水率という、乾きぐあいといえますか湿りぐあいといえますか、それによって、ボイラーの性能というのかなり変わってきますので、そういったところを今、やってるところでございます。きちんとした成果、御報告というのは、もうしばらく、特にこの冬場を乗り切ったところかなというところで、私たち担当としては考えておるところです。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 矢本委員、よろしいですか。

○委員（矢本善彦君） これ、チップは日本製紙からかな。材料は。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 日本製紙木材株式会社さんのところで、株式会社南栄さんの親会社さんからの購入ということになります。（委員矢本善彦君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 関連でよろしいですか。今、担当から説明があって、この問題についてはいろいろとぎくしゃくいろんな議論を踏まえた中での設置で、今稼働しとるという状況ですよ。担当課の方、この前来られてからる説明をなされて、自信を持った言葉の中ですよ、設置をしたんですが。私はしっかりこれは見ておかないかぬと思うんですけども、状

況、そしてまたその成果、成果の状況というのをですね。

なぜかといいますと、これもやっぱり委託料に返ってくるんですよ。原油の高騰で、云々で委託料で補填をしてから、今の状況になっという説明があったんですから、来年度は絶対この委託料は半分以上減らないかぬわけですよ。なってくるんですよ、そういう。そのために、灯油よりですね、やっぱチップのほうがはっきり言ってコストが下がるというような状況で設置をしたわけですから、これは肝に銘じて頭にですね、きちっとたたき込んでおかなければ。またこの成果というのを、3月定例会、当初予算あたりに、この冬場を越えた中で報告ができるという今報告があったわけですから、3月の当初あたりでは出てくるのが当たり前なんですよね。そういうのをやっぱチェックをさせていただきたいと思えますから、ぜひとも効果があるようにして、この委託についてもはね返ってくるということだけはですね、私は、要望として、意見として、述べさせていただきたいと思えます。

○委員長（大倉裕一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 先ほど資料要求がありました、NPO法人八代市体育協会の名簿が準備ができましたので、担当から配らせませす。

（資料配付）

○委員長（大倉裕一君） それでは、さっき議案132号も、保留しておりましたけれども、含めて、132号も含めて、質疑を受け付けていきたいと思えます。

○委員（笹本サエ子君） 今、26年、27年度、それから28年度の役職名の資料を出していただきました。私どもがさきに、28年11月16日、資料いただいております経済企業委員会での資料では、監事2、会長1、顧問1と

いうことになっていまして、顧問1のところに、古嶋津義議員が、26、27年度の役員名には入ってますね。28年には顧問という名称の役員が入っていませんけれども、これはどういことでしょうか。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼します。NPO法人八代市体育協会の定款でございますけれども、これをですね、昨年度に関して、ちょっと誤った記載をしていたということでお聞きしております。その定款の中にですね、役員は、理事、それと監事というふうに明記してございますので、そこから、役員の名簿からは外していると、顧問は別にいらっしゃるということで、御認識いただきたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） 笹本委員、よろしいですか。今の答弁で理解されましたでしょうか。

○委員（笹本サエ子君） ちょっとね、疑問なんですけどね。11月16日にいただいております資料では、役員、指定管理者の組織図というのでいただけてましてね、今言いましたように、監事2、会長1、顧問1というふうになっておりました。そして、平成26年、27年度、ただいまいただきました資料にですね、これには顧問というところに古嶋津義ということで、陸上競技協会顧問というので入っています。この11月16日の組織図にも顧問1ということになってまして、28年度には、この顧問という名称もないし、もちろん固有名詞も入ってないわけです。これは、顧問という制度を外されて、結果的には28年度は古嶋津義議員は、この役員構成の中には入っていないということでしょうか。

○スポーツ振興課副主幹兼振興係長（本村秀記君） お世話になります。スポーツ振興課の本村と申します。

笹本議員の御質問でございますけれども、26、27の組織図の中にはですね、ちゃんと顧

問という言葉が入っております。これは総会資料にも出てるところなんですけども。今回ですね、28年度の組織図の中にもですね、顧問ということであつたわけとります。ただ、急々に今取り寄せたものでですね、もしかしたら、総会資料じゃない部分を送られたというところもありましてですね、ただ、ちゃんと役員の中には、会長、副会長、理事、そして顧問は入っているということでございます。資料がちょっと間違っておりました。大変失礼いたしました。

○委員（山本幸廣君） 関連でよろしいですか。少し関連でよろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） いいですか、笹本委員は。（委員笹本サエ子君「どうぞ」と呼ぶ）

○委員（山本幸廣君） 今、今ちょっとお聞きしとるんですけども、はっきりせないかぬよ。組織図からね、28年の先ほど来の関係の資料では、26、27年度の役員って、役員は何年ですか、任期は。まずは。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 2年でございます。（委員山本幸廣君「2年でしょう」と呼ぶ）

はい。

○委員（山本幸廣君） 2年ならば、先ほど再度持ってきたこの資料については、28年度のNPO法人の役員名簿、単年度じゃないですか、これは。28年から29年というのが出てくるんでしょう、大体は。何で単年。単年度のときには何で副会長というのは。26、27についてはきちっとした顧問は。会長が顧問を兼務している組織じゃないですよ、前回もらったのは。11月の16日の経済企業委員会に出したのは、組織図については、会長1名、その右側に、顧問1つ書いてあるわけでしょう。会長と顧問が兼務するわけじゃないでしょう、この組織図からいって。会長1、顧問1ということで、何のためにこんな資料をですね。はっきり言ってから、何か意図があつてしてるよう

に、そう感じるよ、はっきり言ってから。

28、29の役員名簿という形になるんじゃないですか、任期は2年だから。単年度の名簿、誰がつくったのこの単年度の名簿なんか。ということになりますよね。

○委員長（大倉裕一君） いいですか、答弁で。（委員山本幸廣君「うん、いいですよ、いいです。どうぞ」と呼ぶ）

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 御請求いただきました的確な資料を、お配りすることができずに大変申しわけございません。28、29、2カ年の名簿を改めて取り寄せますので、しばらくお時間いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） じゃあ今、部長から取り寄せるってことがありますので、取り寄せてきてからじゃないと。継続してください。審議を続けてください。

○委員長（大倉裕一君） それでは早急に資料のほうの再提出を求めておきますので、執行部、よろしいでしょうか。（経済文化交流部長宮村明彦君「はい」と呼ぶ）

笹本委員、質問ございますか。

○委員（笹本サエ子君） ただいま取り寄せるということでございますので、ぜひ、この会の中で確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかに質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、休憩を10分間とりたいと思います。12時ちょうどに再開します。（委員上村哲三君「昼からせぬか。昼からせぬか、12時なるなら。また終わらぬだろうが。昼からしていっちょこい、1時から。1時からすったい」と呼ぶ）

よかですか、1時からにしますか。

それでは、訂正いたします。13時ちょうど

から再開することといたします。休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後1時00分 開議)

○委員長(大倉裕一君) 休憩前に引き続き経済企業委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、議案第129号、130号、131号、132号について、質疑を継続いたします。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) 資料につきましては、大変御迷惑をおかけいたしました。改めまして、平成28年度、29年度2カ年間の、NPO法人八代市体育協会の役員名簿を取り寄せましたので、配付させていただきます。

なお、同時に、体育協会の定款もお配りしております。先ほどからお話、御質問がっております、役員並びに顧問についての位置づけにつきまして、資料をもとに説明を、担当課長からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長(下村孝志君) 失礼します。午前中の審議の中でございました、八代市体育協会の役員について、御説明申し上げます。

まずは定款の、3ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

定款の13条でございます。一番上ですね。この法人に次の役員を置くということで、役員について書いてございます。理事、監事、それと大きな2に、理事のうち、会長1名、副会長4名以内、理事長、副理事長を1人置くということで、うたっております。

それと、4ページのですね、4ページの下から数行ですけども、第20条、顧問等ということでうたっております。本会に顧問を置くことができる、顧問は会長が推薦し、総会に諮り委嘱する、顧問は会議に出席し意見を述べることができるということで、役員ではないというこ

とであるので、御承知置きください。

別紙の、28年度・29年度NPO法人八代市体育協会役員名簿ということで、26名の方を載せております。会長、副会長、それと理事、監事が載せてあります。先ほどの件で、顧問については役員ではないということで、今回この中から抜いております。

なお、理事長、副理事長について記述はございませんけれども、6番、藤本哲治様のところが理事長、20番の黒木さんのところが副理事長ということで、これは、互選ということになりますので、その前の名簿になっております。

以上でございます。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) それから、午前中、委員さんから、先ほど、11月16日にお配りしました組織図の中で、顧問の位置づけについて御指摘があったところでございますが、こちらにつきましては、濟いませぬ、説明不足で大変恐縮でございましたが、指定管理者、NPO法人八代市体育協会の組織図ということで、ここを記述させていただいております。会長の横に棒線引つ張ったところに顧問——役員と勘違いしがちでございますが、顧問を置いているということでございます。

なお、顧問を何で置いたかっていいますのは、今、松永会長でございますが、その1つ前の会長さんでございましたので、名誉職ということで顧問を置いていらっしゃるということでございます。

なお、顧問のお仕事としましては、名誉職ということで、理事会等の開催、意思決定をされる会議につきましては、一切出席はされていないとか求められていない、出席はできないということでございますので、あわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長(大倉裕一君) 質疑を継続します。質疑ございませんか。

○委員（笹本サエ子君） 資料提出、ありがとうございました。

今見る説明がありました。私ども、11月16日のこの組織図ですね、見せていただいて、顧問というのが1となってます。で、今定款で、顧問については会長が推薦し、総会に諮り囑託するという事になって、顧問は会議に出席し意見を述べる事ができる事になってるんですね。けども、今の部長のお話だと、意見を言う事はできないということですね。（経済文化交流部長宮村明彦君「はい」と呼ぶ）

だから、非常にね、提出された中身と、ここで発言される中身がね、違っているというのが非常に困惑を招くというふうに私は思いますね。

11月16日のこの組織図から、一応今回、28年度、29年のこの名簿をいただいたのには顧問というのがありません。だから、16日以降に総会が開かれて、新しい会長のもとで今回は顧問を置かないということになったのかどうか、このあたりも明確にしていきたいと思えます。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 今の笹本委員さんのお尋ねでございますが、顧問を置いてるのか置いてないかということでは、置いてございます。先ほど定款にも書いてありましたように、「置くことができます」とありますので、顧問を置いてあります。ただし、何度も繰り返し恐縮ですが、役員ではないということで御理解いただければというふうに思えます。

（委員笹本サエ子君「わかりました。役員ではないということですね」と呼ぶ）

はい。

○委員（笹本サエ子君） しかし、顧問は置いてると。（経済文化交流部長宮村明彦君「はい」と呼ぶ）

役員ではないけれども、私のほうで役員名簿って言いましたから、役員ではないから外して

あるということですけども、この組織図、それからこの定款からするとね、今言いましたように、総会云々とかなくて、そのまま継続となれば顧問が継続されてるはずだと思うし、それから、総会等があつて、新しい会長が顧問を置かないと、置いてないということであれば、顧問の名称が消えて、当然固有名詞も消えてるということになると思いますけれども、果たして、ここに、26、27年度、顧問ということで名前が挙がってますこの方は、28、29年度も、顧問として位置づけられてるのでしょうか。そこをお尋ねします。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 28年度、29年度も顧問として名前が挙がっております。

以上でございます。

○委員（笹本サエ子君） ただいま答弁いただきました。28、29年度も顧問として名前を連ねられているということが明確になりました。

○委員長（大倉裕一君） いいですか。（委員笹本サエ子君「はい」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） ちょっとじっくりこないだけども。26年、27年度の役員の理事の、役員の理事ですよ、役員名簿の中では…、あ、これ役員の理事か。これ役員の理事って何ということかな。これは26年、27年度の役員の理事で、次の28年は役員の名簿、そしてまた今回28、29で役員の名簿。何で26、27年は役員の理事なんですか。資料見て。ちょっと目を通して。役員の名簿に統一しなけりゃいけないんじゃないか…、理事というのは全然違うよ、これは。役員の名簿やろう。持っている、26年、27年度の資料、配付なされたのは。それには役員の理事って書いてあるんじゃないかな、これ。違う。資料2、いただいたとき、私持つとるの。役員の理事と役員の名簿

っていうのはどういうふうに違うの。それをはっきりしてください。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 山本委員御指摘のとおりですね、26年度、27年度、この表書きの頭の表記が誤っているものと思われます。理事ではなくて役員名簿でございます。申しわけありません。（「名簿のほうは顧問が入って」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。

済いません。これはですね、顧問が入ってますね。顧問が入っておりますので、役職名簿とでも申しますか、役員という言葉は使ってはいけないと思います。

○委員（山本幸廣君） どっちが。26年、27年度の役員の理事というのが役員名簿ならば定款上は間違ってきてるわけよ。定款上はね。20条を見てくださいよ。これに基づいて、定款に基づいて26年、27年の役員名簿を決めたんじゃないの。定款に基づいて。わかる。顧問は会長が推薦をして、総会に諮り委嘱する。その1、20条のところ。今笹本委員が発言なされたけんでから、そういうのをあんたたちの説明聞いた中で私は感じたから今、質問しよるわけだんででから、それは明快にしない、明快に。訂正すんなら訂正する、いや、しないですって理由があれば、しない理由を教えてください。でしょう。みんな頭振ってるけども、答えを出さないかぬよな。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 平成26年度と27年度、タイトルですね、役員理事のタイトルと、それから、ここに記載されてます会長ほか理事の皆さん方、監事さんも2名書いてありますけど、ここに、正しく表記をされていないということでございます、誤りでございます。

ただし、大変恐縮な言い方で申しわけないんですが、これは、NPO法人八代市体育協会さんの話なものですから、そのようにお話があったことを伝えさせていただくということによろ

しいでしょうか。

○委員（山本幸廣君） それはちょっと違うと思うんよ。NPO法人八代市体育協会の指定管理だから、今指定管理で今議論をしよるわけだから。今回の非公募について今議論しよるわけでしょう。それについては、はっきり言って関係資料いただいた中では、間違いは間違いって正して、訂正をするなら訂正をしなければ。理由は絶対通りません、そんな理由というのは。はっきり言うときますから、今部長が言われたとは。11月16日の資料、この資料いただいとってですよ、これはNPO法人ですからということで、これはですね、目的及び組織等についてということで、目的がずうっと書いてありますが、この目的はほとんど今回の指定管理と同じなんですよ、指定管理の選定について、非公募にした中身とほとんど変わりませんよ。ほとんど変わらないと思いますよ。ですから、組織図は組織図であるけれども、顧問というのは顧問1と入るとるじゃないですか。定款にも顧問があるじゃないですか。これをぼやかして、そういう理由は通らないと思うんだけどな。部長、それは、それは誤解ないように説明してください。納得できるような説明をしてください。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 説明の仕方が悪かったようで大変申しわけございません。繰り返し申し上げますが、26年度、27年度、役員理事というタイトルで、表記で、この役職名の方々をここに書いたのは、よろしくなかったというふうに思います。おっしゃるとおりでございます。我々も、指導的な立場にございますので、指導いたします。ただし、あくまでこれは外部団体でございますので一言つけ加えたことが、私の本意ではないふうにとられてしまったことは、大変申しわけございません。

繰り返し申し上げますと、今回、28年度と

29年度、体育協会役員名簿というふうに、新たに差し上げましたものが、定款に従った正しい名簿だというふうに思っておりますので、こちらでよろしく願いいたします。26、27年のものにつきましては、過去になりますけれども、修正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 部長が今、陳謝されたんですけども、28、29でですね、ようやく先ほど説明があったようにですね、この定款の中で、総会が終わったときに会長が、会長が顧問をですね、推薦をします。この20条のところが、これがですね、生きてくるんですよ。この名簿は役員名簿じゃないと生きらないですよ。前の理事名簿は、これははっきり言ってからですね、何か不透明さを感じて信頼性がなくなってきましたよ。ですね。顧問が入るとるわけでしょう、ですから。

今回の28、29についてはですね、顧問が入っていない。入っていない。今もらった資料ん中ではですよ。だけでも先ほど来笹本委員が質問されとったように、じゃあ顧問等についての第20条についてはですね、本会には顧問を置くことができます。で、総会でこれを、はっきり言って議決をしなければ、顧問は、はっきり言って役員の名簿に出ないとかですね。

総会をいつしたのかになるわけですよ、今度は。28年度の総会を。そうならば、顧問を置いたんならば、先ほど来の説明の中で、いや、前の人が入っておられますと言ったならば、その総会の時点で会長が推薦をしたわけでしょう。しとるんでしょ、会長が。会長が推薦をして顧問がおるということをさっきはっきり言われたでしょうが。おるんじゃない、定款上からいったら。役員に入ってますよ、今度は。入らないかぬわけだよ。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 山本委員さんの御質問を、済いません、私なりに解釈さ

せてお答えさせていただきますと、顧問は、20条、先ほどからお話がありました20条で、本会に顧問を置くことができると。2項で、会長が推薦しというようなことでございますので、28、29年度は、古嶋さんが顧問で就任していらっしやいます。お願いしております。

ただし、何度も繰り返して恐縮なんですけど、第13条には、この法人に次の役員を置く、理事と監事というふうに書いております。その下、2項に、会長、副会長、理事長、副理事長と書いておりますが、ここに顧問はありません。ですので、顧問は役員ではないというふうに位置づけしておりますので、そちらは御理解いただければというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） 第4章の中に、役員と顧問及び職員という中でうたっておりますよね。今言われた中で。先ほど来も陳謝されたんですけども、26、27年って役員名簿がある。私たちは役員理事じゃなくて役員名簿ということで、私たちは理解しとるんですけどね、これで。26、27。（委員笹本サエ子君「うん、そういうことです。そういうことです。組織図の中に」と呼ぶ）いや私は、私はこちらんを本当は、理事を変えて役員名簿とすれば、こちらんが定款に一致するんですよ。（委員笹本サエ子君「うん、そうです」と呼ぶ）私は思いますけどね。（聴取不能）いかぬばってんが、執行部がそれは考えないかぬことだけんでから、私の意見としてはそういうふう考えるわけです。

役員じゃないから、定款上といったときは、顧問等置くことができるっていうのは、私たちは役員だと思いますよね。だから、前は、だけん、役員名簿変えたならば顧問が一致するじゃないですか。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 3ページの第4章、一番上ですね、第4章、役員、顧問及び職員というふうな表記によりまして、そこ

の中では役員が書いてあるんだろうということ
で、山本委員さんが第20条の顧問も役員だ
というお話をされていて、そのように捉えていら
っしゃるということでございますが、我々とし
ましては、何度も繰り返しますが、役員とい
うふうに、役員、第13条にこの法人に次の役員
を置くと書いてあります。1号、2号でござい
ますので、それ以外は役員じゃない、あくまで
名誉職だというふうに位置づけてあるというこ
とで、重ねて御理解いただきたいと思ひます。

○委員（山本幸廣君） 名誉職を、辞典をく
ってください。しっかりくってくださいよ。名誉
職というのは言わないほうがいいんじゃないか
な。顧問なら顧問のほうがいいんじゃないで
すか。私はそう思うですよ。

それはそれとして、今までの議論の、委員会
に資料提出をするときには、やはりトップまで
ですよ、確認をした上で、大体資料提供をしな
きゃいけないというのは、これはもう当たり前
のことであってですね、私たちもやっぱし、訂
正をするところは訂正をしてくださいと言っ
て、それを訂正して、そしてお互いに理解をし
なければいけないんですね。これ尾を引っ張っ
て陰でがちゃがちゃがちゃがちゃぐずぐず言っ
たってですね、市民のためにならないですよ。
私たちは市民のために議論してるんですから。
職員のために議論してませんよ、はっきり言っ
てから。お互いに市民のためにですね、執行部
も議会もどうやったらいいのかと。市民サー
ビスができて、市民から信頼されるような、そ
ういう議会と行政であってほしいという中で議
論してるわけですから、それについてはやっぱ
素直に、こういうことで間違っておりますと、
じゃあこういうことでどうでしょうかという再
提案をしてください。その再提案をしたとき
に、私たちはここで審議をする、議論をするわ
けですよ。

それで、ああ、これはすばらしいものが執行

部から出たよということをお我々は、市民の方々
にも私はですね、私たちは情報を流すことも…
…。市民の声にですね、傾けてきたわけですか
ら、私たちは。だから市民に伝える義務がある
んですよ、私たちは。議会人として。ですから
言うんですよ。何も、中身の云々じゃありませ
んよ。やっぱ間違ったところは間違ったところ
で訂正すればいいんじゃないですかという私の
考えなんです。それはみんなそう思っておられ
ると思ひますよ、委員さんも。このままでよ
かですよって言ったならば、それは大変なこと
になりますからね。ということ
です。

今、部長が言われたのは理解をしますけど
も、そういう見方をとられたというのはいけな
いということをお私は言つとるわけですよ。

意見ありません。委員長、結構です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） ずうっと今議論聞い
てて、非常にね、苦しい答弁なさってると思
うんですよ。実際に私たちはやっぱり指定管理
者をここで決定していくということなるんです
けど、今、執行部の説明と、それとNPOの団体
の定款ですね、これが非常に矛盾してると。例
えば、その20条のことですけど、顧問の問題
だけでも、顧問は先ほどありましたように役
員ではないと、そして、発言もしないと、会に
も出席しないと、こういうことでしたけれど
も、この20条には明らかに「意見を述べるこ
とができる」というふうになってますね。

だから、議会向けに答弁をなさってるのかと
いうふうに思うんですが、やっぱりここはね、
きちんとここ精査させていただきたい。実際
にこの定款は、もし部長答弁どおりであれば、
皆さんの答弁どおりであれば、この定款は削
除しなくちゃいけないと私は思ひます。

ずうっと聞いてみますと、ここに挙がって
おりました顧問の古嶋津義、この方は、再度、2

8、29年度も顧問として籍を置いていらっしやると、こういうことであります。非常に不明瞭です。だから、そういう状態ではね、やっぱりここで採択、賛成というわけにはいかぬわけですね。ここんところをやっぱりきちんとした上で、もう1回出直すってことを考えていただきたいなと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（上村哲三君） 委員長、休憩をお願いします。

○委員長（大倉裕一君） 休憩。

○委員（上村哲三君） 尋ねたいことがあるんで、質問はできんけん、委員さんに質問できぬから、休憩をちょっと。

○委員長（大倉裕一君） 休憩。小会でいいですか。

○委員（上村哲三君） うん、小会でよか。

○委員長（大倉裕一君） しばらく小会します。
(午後1時23分 小会)

(午後1時24分 本会)

○委員長（大倉裕一君） それでは、本会に戻します。

○委員（笹本サエ子君） 2つあると思うんですね。1つは、私はやはり議員がこういうポストについているということは、やはり問題ありだと思います。さきの一般質問の中でも、このあたりが質問者の意向でもあったと思うし、私も、その点はきちっと受けとめております。

それともう一つ、きょうの委員会の中で明らかになったのは、私たちは前回の11月16日のこの組織図に基づいて、26年、27年度の理事、役員理事という名簿をいただきました。これは、この表は、明らかに11月16日の組織図にのっとった表だということで合致いたします。しかし、その後の名簿で、今出されました28、29年のを出されましたけれども、こ

こで説明されたのは、顧問というのは役員ではないと自分たち行政は認識しているということでした。

しかし、そうであればですね、この11月16日の組織図そのものも変わっていいんじゃないかというふうに思うし、それから、もう一つは、せっかくNPO、体協のね、定款が出されておりますので、この定款には、明らかに、会長が推薦し、総会に諮り委託すると、顧問は会議に出席し意見を述べることができると書いてあります。そして、ここの答弁ではですね、顧問は、会に出席できないし、意見を述べることができないとおっしゃってます。明らかに定款と実際とが、行政が把握してる中身が違うということです。

だからそういう内容にね、私たちがここで、納得しましたって言うわけにはいきません。ここは私の思いです。結論です。だから、上村議員がはっきり言ってくれって言うからはっきり言いました。（委員上村哲三君「小会中の発言だって、それは言わんでよかと」と呼ぶ）

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） もう1回だけ、非公募にした理由を、もう1回だけ説明してもらえぬかな。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 失礼します。これまでの委員会の中でですね、申し上げてきたことと同じ、繰り返しということになりますけれども、本市が考えますスポーツ振興と一体的な体育施設の管理運営というのは、スポーツ振興を目的とする体育施設の運営管理ができる唯一の団体として、私たちはNPO法人八代市体育協会をと考えた上での非公募という考えで選定いたしました。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） よろしゅうございませうか。

○委員（山本幸廣君） いや、よろしくありません。（笑声）11月16日の経済企業委員会で説明いただいたんですよね。私はそのときは、はっきり言って理解をしようかなという気持ちでございました。ところが現実このような問題が出てきてですよ、じゃあ今のその非公募とした理由というのが、私は本当に、そこらあたりには何か少し違和感というのが出てきてですね。だから今、再度聞いたんですよ。非公募の理由というのをですね。

私たちには非公募を公募にしていんじゃないかという考え方もあったし、ほとんどのやっばし方々というのはですね、委員の方々もですね、そう思っておられたと思うんですけども、ちょうど3年前だったかな、非公募にして、はっきり言ってNPO法人とかできたばかりですね、私もある友人に、一生懸命頑張れよと、実績を得て、そして、次の公募のときにはですね、頑張っって指定管理になって、すばらしい体育協会として頑張らぬばいかぬぞというメールを送った一人なんですけど、今回、3億5000万という数字が5年間で出てきておりますよね。皆さんってほとんど単年度で7000万ちょこちょこと言うんですけども、根拠というのは、この理由の言葉を並べるのが根拠じゃないんですね。私たちは、二十数名の方々がやっばり体育協会におられると、職員が。だから職員のやっばし身ですね、保障もしてやらないかぬという状況ん中では、どれだけのやっば、営利目的じゃないNPO法人かもしれぬけども、その保障はしていけないかぬという議会として、議会人として思ってるんですよ。ですね。

だからこそ、私は今回の今、課長が説明する中ではですね、ほかの施設をずっと見て、熊本県下、日本全国の、ほとんど指定管理を私は出してみましたよ、パソコンで。インターネットで。ところが、ほとんど公募ですよ。公募の

一覧表見てください、47都道府県。私はある程度のとこ持ってきておりますが、まあ、見事に公募ばかりですよ、1施設ごとに。うちみたいと一緒にしとるところは、まず、県下で1件もなかったんですけども。

そういう状況であるから、しっかりしたですね、やっばし公募をして、認められて、そして、すばらしい体育協会、NPO法人というのがスタートすべきじゃなかったのかと私は思います。他県、他市を見るとですね、ほとんど公募やってますよ。

それがいいとか悪いとかじゃないんですけどもですね、けども、今回のうちのについては、いろんな施設等の非公募と公募を照らした中では、中身もせんした中では、余りよくなかったなということだけは皆さん方に言っておきますので。

私は、当初、3年前のことでしたから、非公募しないで公募して、体育協会がすばらしい発展するだろうなという。NPO法人としてスタートするのはですね。あのときのスタートは、ただスタートライン乗っただけであって、それから3年間というのが、一生懸命いろんな、今言われた、理由を言われた、それに向かって前進してきたと思うんですよ。だからこそ自信を持ってですね、公募して。公募をさせないかぬとだったんです、執行部としてはですね。それに打ち勝ってきたのが、NPO法人八代市体育協会、5年間、しっかりやりますよという、そういう結果がですね、私は欲しかったというのが事実であります。

これは私の考えですけんでからですね、理由を聞きましたので、その理由は理由としてお聞きをしておきたいと思います。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 山本委員さんの理由につきましては、はい、拝聴いたしました。

私どもとしましては、済いませぬ、課長の説

明とダブって大変恐縮なんですけども、部長として一言言わせていただきますと、先ほど説明しましたように、我々、指定管理を、施設を管理するだけではなくて、スポーツ振興、市民の健康増進を図っていただくためには、やはり体協がいいと。先ほど問題になってます組織図を改めてごらんいただければ非常にありがたいんですが、会長ほか会員55名あって、その中に、競技団体、校区体育協会、各種団体、市内を網羅した、——繰り返しになりますが、競技団体、これ26はオリンピック種目が全部入っております。それから、校区が全部入ってます。で、各種団体あります。この中には、言わなくてもいい話かも知れませんが、与野党議員さんたちもいらっしゃいます。

我々としては、与野党関係なく応援していただいているこの団体にこそ指定管理をお願いすべきだということで、非公募にさせていただきました。

濟いませぬ、追加でございます。

○委員（山本幸廣君） 部長がそげん言うのと、また反論なるわけですよ。体育協会の会長なんか、地元では市議会議員はやめろって私は目の前で言いましたよ、ある市会議員にも。ですね。本当、兄弟分にもそうですけども、やかましゅう言いましたよ。だから、みんなやめる気持ちでおるんじゃないですか、今。

それはなぜかというんですよ。ですね。やっぱしそんな理由は通らない、部長、はっきり言ってから。部長のそういう理由というのは。そういう人たちがおられるからから非公募したんですよという、そういうのは通らないですよ。指定管理ということなんです。指定管理は民間のノウハウですよ。民間人のノウハウ。民間人がおりますか、ここに。組織図の中でいいですよ、民間人って、少ないじゃないですか。体育協会はおりますよ。体育協会はおりますけども、そういう状況であるじゃないです

か。

だから、今言われた、部長、その感覚ですね、今回、私は非公募にされたのは、その言葉聞いただけで賛成できぬな。できないですよ。それくらいの理由で非公募にしたというのはですね。じゃあ誰のためかってなるわけでしょう。じゃあ税金という、誰が税金を……。税の話からしたらまた長くなってくつですよ。どこから金出るんですか、これは。3億5000万な。誰が出すんだ、3億5000万は。小学校1年生の問題ばってんが。これは理由にならぬ。

非公募としての理由というのは、先ほど来課長が言ったその理由が一番私はふさわしい、スポーツ精神にのっかってというのが一番大事なんです、施設を管理する中でも。一番ですよ、これが。やはり、こういうスポーツ精神にのっかってですね、私は、NPO法人としてスタートするわけですから、もう少しやっぱ考えてほしかったなと思いますね。

それはもう、執行部がね、そういうことで提案されたんですけんでから、我々は、はっきり言ってから議決権持つとるだけのことであって、賛成するか反対することだけあって、今の部長の最後の説明は私は納得いかない。

○委員（上村哲三君） 委員長、質疑だろう。

○委員長（大倉裕一君） 質疑です。

○委員（上村哲三君） 今、認めないという声も聞こえとるけんで聞きたいんですけど、まだ採決はしとらぬけんでから、右か左かわからぬとだけ、お尋ねを1つ。（委員山本幸廣君「それ、俺ん考えただけんでから」と呼ぶ）うん、だけんですたい。その言葉が出たけんで、ちょっと。

今回、否決になった場合には、あとの公募するスケジュールというのは、どれぐらいの期間でやっていけるのか。恐らく公募するしないのことは、ここで聞くべきじゃないって思うけん

あれだけど、どれぐらいのスケジュールかかって、それは今度の契約に間に合わないということなっとかな。そのスケジュール、タイムスケジュールのことをちょっと教えてくれん。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 済いません、詳細につきましては後ほど課長が説明すると思いますが、今回否決された場合には、その否決の理由を改めて確認させていただきます。例えばそれが今、上村委員さんがおっしゃったように、非公募が理由で否決であれば、次も非公募というわけにはいきませんので、公募にする、あるいは市直轄でするかどちらかだと思いますが、公募にさせていただいた場合には、公募期間が原則1カ月というふうになります。ただ再公募の場合は若干時間短縮ができますけども、公募させていただいて、そしてその後に、同じようなスケジュールをたどらせていただきます。選定委員会を開催しまして、そこで議論いただいて候補者を選定いただきまして、そして市長の決裁を上げて、そして、議会に提案させていただいて議決いただくということで、今んところ年明け早々に入りましても、3月議会では非常に苦しいスケジュールかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） ただいま部長のほうから申し上げましたけれども、もし仮に、非公募がだめ、公募でいきなさいということでありますならば、本議会の終了後に、実際には作業にかかるということになります。なるべく、来年の3月末までが今現在の指定管理期間となっておりますので、実際にはそれよりも一月前、2月末ぐらいには、全ての選定までの作業を終えて、引き継ぎ期間というのを設けなくてはなりませんので、そこが最低、必要になるかなというふうに思います。

もし仮にスケジュールで間に合わないという場合でありましたら、また、新年度におきます

指定管理の、随契ということになりますけれども、期間延長でありますとか、そういったものを経て期間を設けてということになりますけど、なるべく早いスケジュールをこなしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

（委員上村哲三君「よかよ」と呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 質問させていただきます。客観性をちょっと保つためにお伺いしたいんですが、他市の案件でですね、先ほど、公平性と平等性を担保するためには基本的にはやっぱり公募がいいのかなという印象があるんですけども、ただ、先ほど言われましたように、本来の趣旨、目的を全うされている団体で、多年にわたってその地域に貢献しておられる実績があるわけですね。当分、そのことに関しては変わらないであろうし、また、この団体に任せようが安心という場合において、あえてそれを公募して全くわからないような団体よりも実績のある団体に任せようが、市としても、また市民にとってもメリットがある場合には、そういう場合において非公募、公募を問わず、最初から非公募という選択をされている市もあるんですかね。（「うん、ありますよ」と呼ぶ者あり）先ほどちょっとないというような話も出たものですから一応、事例があればと思いついて。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 先ほど山本委員のほうからありました。県内は確かにございません。ただ九州内見ましたらですね、大きなところで市だけを挙げますと、大牟田、佐世保、長崎市、久留米、福岡といったところで非公募で、体育協会を指名してらっしゃいます。非公募の理由につきましては、ほぼ、八代市、今回私たちが挙げました非公募理由と同様のことでございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。
た。

○委員（村川清則君） これは質問というよりも意見になつてですが、体協——体育協会というのは、校区というか、婦人会とか老人会とかと同じように、地域にそれぞれ根差した、これ以上根差した団体はないように思います。それを踏まえて、これから、世界のラグビーだとか、ハンドボールの大会も何か予定されているようですので、何か、こういうことで、こういうことと云っては失礼ですけれども、がたがたしてあれするよりも、体協さんに非公募でこのままやっていたほうがすんなりいくんじゃないかなと、世界大会もすんなりいくんじゃないかなというふうに思います。非公募で私はいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 意見でよろしいですね。（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたしますが、採決は議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。なお、採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、議案第129号・八代高等職業訓練校に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第130号・八代市日奈久温泉セ

ンター及び東湯に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第131号・八代市産地形成促進施設東陽交流センターせせらぎ及び八代市農林産物等直売施設菜摘館に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第132号・八代市スポーツ・コミュニティ広場、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市総合体育館、八代市立武道館及び八代市相撲場に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 可否同数であります。

よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、本案について否決と裁決いたします。

よって、本案は否決と決しました。

執行部退室のため小会いたします。

（午後1時45分 小会）

（午後1時47分 本会）

◎陳情第21号・農用地区域からの除外について

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

なお、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと思います。

それでは、今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第21号・農用地区域からの除外についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(大倉裕一君) それでは、陳情第21号・農用地区域からの除外についてを議題とします。

本件について御意見はございませんか。

○委員(矢本善彦君) 今、書記から読まれたけども、もしよかったら、——担当課はどこだったかな。(「農業委員会」と呼ぶ者あり) 農業委員会か。

○委員長(大倉裕一君) いえ、農林水産政策課ですね。

○委員(矢本善彦君) ちょっと、お話を聞かせていただければなど。

○委員長(大倉裕一君) 担当課より説明を願いたいということですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 小会します。

(午後1時50分 小会)

(午後2時01分 本会)

○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

○委員(矢本善彦君) 済いません。今文書を書記から読んでいただきましたけども、ちょっと、課長さんが知ってる範囲でいいですから、どんな……。私たちも初めてなもんですけん、ちょっとそのお話をお願いします。

○農林水産政策課長(小堀千年君) 今回、お手元にございますような陳情書が出とるわけでございますが、まだ計画の段階でございます、この計画の内容につきましては、私どもも守秘義務もございますし、また、企業側にとり

ましては企業秘密といった側面もございますことから、詳細なところは申し上げることを控えさせていただきたいというふうに存じます。よろしく願いいたします。

○委員(矢本善彦君) この文章を見てもですね、これはどこでもあり得ることです。私たちもよく、高齢者がもう、仕事がでけぬけん、どこなっと企業のくればそんよかばってんって言いなっとばよく聞くんですけども、話によると、松高校区は、農地集積加速化事業を単独でやっておられるし、担い手へ農地を集積する事業もですね、今回事業としてやっておられますので、一応、皆さんでまた検討しながら、継続でお願いしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長(大倉裕一君) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 意見もないようですので、お諮りをしたいというふうに思います。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(大倉裕一君) 挙手全員と認め、本案は継続審査とすることに決しました。

小会いたします。

(午後2時03分 小会)

(午後2時03分 本会)

○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（大倉裕一君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて）

このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代農業振興地域整備計画の全体見直しについてをお願いします。

○農林水産部次長（忸島道則君） 午前中はお世話になりました。引き続きよろしく願いいたします。

今回、所管事務ということで、八代農業振興地域整備計画の全体見直しについてということで、小堀農林水産政策課長より御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 私のほうから、八代農業振興地域整備計画の全体見直しにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。座らせて説明させていただきます。

全体見直しにつきましては、6月の当委員会におきまして、おおむね5年ごとの基礎調査が法により義務づけられていることから、平成27年から基礎調査を実施していること、それと、本年度から計画の見直し作業に入ること

や、その際の基本方針及び事務スケジュールなどにつきまして、御説明を申し上げたところでございます。

今回は、県との素案協議、市の農振協議会の審査を終えまして、おおむね除外及び編入についての調整がにつきまして、これから県との事前協議に入る段階まで来ましたことから、これまでの経過やその内容を報告させていただきものでございます。

資料のほう、1ページをお開きいただきたいと思っております。こちらの資料でございます。よろしいでしょうか。

1の、全体見直しの基本方針及び全体見直しにおけます変更の概要についてでございますが、前回6月に御説明しましたように、二重丸の1つ目にも書いておりますが、全体見直しの基礎調査に当たっては、除外及び編入の基本方針に沿いまして、昨年度から1筆1筆、全ての農用地について地番と現況を確認いたしまして、除外及び編入箇所を取りまとめたところでございます。

その面積や内容につきましては、後ほど変更総括表のほうで御説明いたしますが、その基本方針として、黒い小さい点の1つ目でございますが、地目、現況とも山林、原野、池沼になっている農用地の除外。次に2つ目として、農業上の一体的な利用の見込みがない農用地の除外、その中で、山林化した農地及び集落に介在している農用地等を除外と。それと3番目の、道路、公園等の公共施設の除外と。それから、二重丸の2つ目になりますが、10ヘクタール以上の広がりのある農用地の編入と。以上のような市の全体見直しの基本方針に沿いまして、除外及び編入の作業を進めてきているところでございます。

また、そのほかに、二重丸の3つ目になりますが、市の土地利用計画によるものといたしまして、新駅周辺整備事業区域内の農用地の除外

を予定しております。これにつきましても、後ほど、2ページの変更総括表のほうで御説明いたします。

続きまして、1ページの中ほど、2の協議の経緯と今後のスケジュールでございますが、まず4月28日に、農振整備促進協議会の専門委員会で、全体見直しに係る基本方針の説明を行いました後、6月14日には、同内容を当委員会で御報告させていただいたところでございます。その後、関係課との事業計画の照会や協議調整を行うとともに、県との素案協議などを行ってまいりました。そして、10月31日、市の農振の専門委員会、それから、11月7日には、その親組織であり、市長を会長とする農振協議会を開催いたしまして、それぞれ、全体見直しについて審議を行いまして、承認をされたところでございます。

網かけの部分、本日の経済企業委員会で報告の後、今後の予定につきましてでございますが、12月16日、あさってになりますけれども、文書で、県と全体見直しについての事前協議を行います。この県との事前協議につきましては、資料では、1つ飛ばしまして29年の右側をごらんいただきたいと思いますが、1月に県におきまして連絡会議が行われまして、関係各課の意見を聴取されます。2月に県の農振審議会で審議されまして、その結果を受けて、市に対して回答されることとなっております。

そして、資料は左側になりますが、事前協議の結果、異議なしの回答であれば、全体見直し案を公告いたしまして、縦覧期間に入ります。

30日間の縦覧期間と15日間の異議申し立て期間を経まして、恐らく4月になると思われますが、市より県に対して法定協議を行うということでございます。そして、県から法定協議の回答を受けまして、市が新計画の公告を行い、全体見直しが完了するというスケジュールとなっております。

また、先ほど1つ飛ばしました12月19日でございますが、太田郷公民館で、新駅周辺の除外を行うことにつきまして、地元説明会を開催いたします。説明会につきましては、地権者には個別に案内通知を送付するとともに、地権者以外にも、周辺の多くの方々を知っていただくため、太田郷校区の回覧板で周知を行ったところでございます。

次に、ただいま説明しました経緯等を経まして作成した、現在の見直し案の内容について御説明したいと思います。

資料の2ページをごらんいただきたいと思えます。

ちなみにこの表は、県との協議調書に則したものでございまして、この内容に沿いまして、県と除外及び編入の協議を行っておるところでございます。

まず、総括表の区分①、地目、現況とも山林、原野、池沼になっている農用地の除外は、市全体で8ヘクタールの除外を行います。主なものは、山林では二見の約0.7ヘクタール。池沼につきましては、郡築が約1ヘクタール、日奈久が約5.7ヘクタールでございます。

次に、区分②の1、地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地を除外するものでございますが、具体的には、中山間部におきまして、山林化等で農地としての近代化、近代的な利用が見込まれないものを、4.8ヘクタール除外いたします。主な変更箇所は、二見地区1.8ヘクタール、坂本地区が3ヘクタールでございます。

区分②の2は、集落に介在し、農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地でございますが、具体的には、集落内に点在している農地がこれに当たります。

区分②の3は、その他農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地でございますが、具体的には、小区画で不成形な農用地がこれに該当

いたします。

区分②の2と②の3の合計で、1ヘクタールの除外を予定しております。

それから、区分③の1、開発行為が不要な施設でございますが、これは主に、行政が施工する道路、公園、また、携帯電話の鉄塔などがこれに該当いたします。開発行為の許可が不要な施設につきましては、言葉どおり農振法上の開発に関する許可が不要でございますので、農振農用地のまま工事を行い、直近の全体見直しで除外することとなっております。主な変更箇所は、総括表の備考欄に列記しておりますが、上から、龍峯やまびこ公園が1.2ヘクタール、八代消防署の日奈久分署が0.3ヘクタール、それと、千丁町及び鏡町の夜狩川と大鞆川の河川改修に伴うものが、合わせて1.6ヘクタール、それから、新八代駅前から千丁町吉王丸までを結びます市道北吉扇ノ江線と県道新八代停車場線が、合わせて2ヘクタールでございます。

区分③の2の、農用地及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地でございますが、市が明確な土地利用計画を持って政策的に除外を行うものとして、新八代駅周辺8.2ヘクタールがございます。

その他、主に地番等の錯誤によるものを合計しまして、約12.3ヘクタールの除外を予定しております。

なお、新駅周辺の除外を予定している範囲につきましては、3ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。

地図上で黄色い土地が、農用地区域、いわゆる農振地でございます。今回除外を予定しておりますのは、青い線で囲みました範囲でございます。これは平成12年度に、県と協定を締結して連携して開発を進めるとした、新駅周辺整備事業区域の約20ヘクタールでございます。区域内にある全ての農用地8.2ヘクター

ルの除外を予定しております。

また、先ほど申し上げましたように、当地区の除外につきましては、来週12月19日に、太田郷公民館で、地元住民向けの説明会を開催する予定でございます。

2ページにお戻りいただきたいと思っております。

除外の最後の区分の④でございますが、これは、具体的な開発計画として、法の要件と照らし合わせて除外を行うものでございますが、今回は、平成28年9月末までに除外の申し出のあった7件、0.9ヘクタールについて、除外を予定しております。

最後に編入でございます。県の基本方針では、除外の抑制と編入の促進というのがうたわれておりまして、それに基づきまして、市といたしましても、開発の予定がない農地につきましては、農用地区域に編入するという事としております。編入につきましては、広がりのある農地で、いわゆる白地の土地の所有者に意向調査を行いまして、編入の意向を示された土地を編入することとしております。主な編入箇所は、郡築が主に県道太牟田大鞆八代港線沿いの8.6ヘクタール、金剛が主に金剛小学校弥次分校前の道路沿い3.8ヘクタール、鏡は全域で7.3ヘクタール、松高が主に高小原町の2.1ヘクタール、龍峯が1.2ヘクタールでございます。

以上、農用地区域から除外する面積の合計が33.8ヘクタール、編入する土地の合計が23.8ヘクタールでございます。

なお、これまでお話ししました除外及び編入につきましては、スケジュールのところで申し上げましたように、現在、県との素案協議による調整を終わらせた段階でございまして、これから事前協議に入るというところでございます。したがって、まだ正式に県の同意が得られたものではないということをご申添えさせていただきます。

以上、平成28年度の八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて、これまでの経過とその内容についての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見などはありませんか。

○委員（山本幸廣君） 一つよか。編入のところたい。編入のところ。編入のところで、郡築から金剛、これほとんど道路沿い、道路の左右50メートルか100メートルで、もともと外しとったところの編入かな。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員（山本幸廣君） そこで、意向調査を行って意向の回答された者というのは、正式に地権者の方々はまだ了解と言われた中での編入ということで理解してよかかな。

○農林水産政策課長（小堀千年君） 地権者の方々には1件1件文書にて郵送して、また、郵送にてその文書の回答を得たところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） もう一つよろしいですか。このような状況で、まだ編入する場所というのは何か所があるわけ。それは、はっきり言ってから、ほとんど把握なされて、編入の面積等々把握なされとるわけですね。なされとると思うんですよね。編入の面積。ですね。

今回についてはこれだけ、23ヘクタールぐらいの編入ということ。全体的に編入のするところというのを把握なされた中での調査というのは、意向調査というのはされた。あなた方がここに部分だけ、この部分だけは、編入したいですよという、そういうような計画の中でやったのか。そこをちょっと聞かせてよ。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（野田良晴君） こんにちは。農林水産政策課の野田でござ

います。

今回、編入の意向調査を行ったところというのは、農振制度が始まった当初からですね、先ほど山本委員おっしゃったように、道路沿いの50メートルがあらかじめ、将来の市街化を想定されて除外してあったところに、基本的な焦点を絞って、旧八代市内に関してはお出しをしておるところです。それが金剛と郡築ということになります。そのほか、龍峯の3号線沿い、それと、主に松高の高小原というところですね、余り市街化が、周りが住宅街が迫ってきてるようなところには、余りお出しをしておりません。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 前回どれだけやった、編入は。（農林水産政策課長小堀千年君「ちょっと資料を見つけるのに、少し時間をください」と呼ぶ）

うん、よかよ。資料があったら、それ、時間内に教えてください。

それと――。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（野田良晴君） 前回、全体見直しを行いましたのが平成21年度でございまして、そのときの編入面積が、24.9ヘクタールでございます。

ただ、これに関しましては、先ほど申しました、農振制度始まったときから外してあったような場所ではなくて、開発の計画があったけども、結局開発は行われなかったという場所でございます。具体的に言いますと、平和の、平和地区の清掃センターの予定地だったところ、それと、鏡がですね、工業団地を予定していたところということと、もう1カ所がですね、鏡町同じく北新地の、いわゆる番外と言われるところが、農免道路沿いにございまして、そこが除外されてたのを、これに関しましても、鏡の2つに関しては地元からの意向というところで、編入をしておるところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） よくわかりました。私もそこをなぜ聞いたのかというのは、編入という言葉の中で、そういうところが編入というんですよね。編入しなきゃいけない。

というのは、はっきり言ってから、都市部から離れたところに、今、幹線道路沿いの左右の今回の編入ということで検討されて、この編入面積が出たと思うんですけども、県がそのような指導をしているのか、県が。単独で八代市がそのような考え方を持ったのか、どちらなんですか。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（野田良晴君） 県からの指導がっております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 県の指導の中で、もともと外した中で、これからのそういう強い県の指導というのが再三それはあったのかな。再三あったのか、どういうふうな——極力しなさいよという強い要望であったのか、そこらあたりはどうですか、感触的には。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（野田良晴君） 国及び県のほうでも、農振整備計画については基本方針というものをつくられております。県のほうも最近、それを改正されておりますけども、改正前につきましてはですね、かなり強く言われておったところですね、八代市はしておりませんので詳しくはわからないんですけど、県の同意をするに当たっても、編入というのは面積要件あたりをされていたと聞いたことはございます。最近では、そこまでは申されておられません。努力というところで、県と協議をしておるところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） わかりました。

これは、担当部はしっかり情報というのはキヤッチしていただきたいんですけども、国の方針というのは、今自民党さんも二通り分かれて

るんですよ。というのは、はっきり言ってから、地方の活性化を目指すならば、今の農振地域、用途地域という除外をしなさいよと。除外をしたら何がかかるかというのは、固定資産税がかかってきますよということなんですよ。今の山本という農林大臣、これは強くこの農業の今度の除外について、決定的な発言をしましたよね。これは、自民党、金子さんが自民党におられますけんでから、大臣あたりとの中で、国の今の政策というのを、ちょっと情報を聞いてってください。

なぜ国は、地方の活性化のために、はっきり言って農振を見直す中で、農振除外を進めなさいと。なぜかという、やっぱ最終的には固定資産税が入って地方というのが潤いますよと。そのほかの方策というのは地方創生しかないんですよと。その地方創生の中に、農振の見直しの中で農振除外を進めなさいというのが国の今の考え方ですから、そこらあたりについては、大開発にしても、このような編入するときにも、しっかりした編入の場所等についての検討をしていかなければ、私はやっぱし、道路の、道路沿い左右を編入したならば、またそこに商業地域が来るわ、はっきり言ってから住宅が建つわといったときに、大変心配事が出てくるわけですよ。

ということで、私、今回の見直しについても期待をして、どのような見直しするのかなということをして期待して。きょう説明があったんですけども、これから県と事前協議があるし、あとは報告してから回答、意見がありますからですね、それについてはしっかりした中で担当部で、緩やかな気持ちを持って、またそういう意見が出たときには、そういうときに素直にですね、そういう方針と、——国が方針を、自民党さんが今やっとなんとやっけんでから、これは。山本という農林大臣が、しっかり公の場で発言しとるわけだけん、地方の活性化は農振を除外

しと。それはなぜかって固定資産税が入ってきますよということですから、それは頭に入れてとってください。

○委員長（大倉裕一君） ほかにございませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっと関連でいいですか。今、執行部が言われました、編入が24.9ヘクタール、全体で。農振除外の合計はどのくらいかな。済いません。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（野田良晴君） 前回の除外の面積でございますが、135.2ヘクタールでございます。（委員矢本善彦君「135.2ヘクタール」と呼ぶ）

はい。うち、およそ半分が中山間地となっております。

以上です。（委員矢本善彦君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で八代農業振興地域整備計画の全体見直しについてを終了します。お疲れさまでした。（「どうもお世話になりました、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後2時27分 小会）

（午後2時27分 本会）

○委員長（大倉裕一君） では、本会に戻します。

ここで、委員長より、委員の皆様へ御報告申し上げます。

本委員会での派遣承認要求により、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結20周年記念事業出席のため、10月29日から11月2日までの間、中華人民共和国北海市へ行ってまいりました。

本議員は、公私を含め、中国は初めての体験でありました。道路は、片側3車線以上あり、道路の端には二輪車専用車線が整備され、デンマークを思わせるような整備状況に加え、二輪車は電動バイクが主流で、2人・3人乗りでヘルメットをかぶらずに移動する姿は、日本では考えられない印象的な光景でした。

人口171万人の北海市では、市を挙げて歓迎をしていただき、歌舞団や大学の視察を行い、夜は北海市執行部と交流を深めることができました。中国のぐい飲みの体験は、ほろ苦い思い出となったところです。

また、友好都市締結のルーツとされる北海市の港も、撮影禁止を条件に視察を行い、フルガントリークレーンが3基、鋼材用のクレーンが10基ほどあり、八代港とは比較にならないほど、規模の大きさを目の当たりにしたところです。

市長対談にも、同席をさせていただきました。北海市の市長からは、八代市の市民使節団の訪問で、双方の共同意識と相互信頼が強化され、行動や友情が促進されると信じている、今後、中学生の民族音楽代表団が八代市を訪問するが、このような民間交流がより多く展開されることを期待している、ともに、両市の経済・文化交流を推進し、両市の発展、繁栄の促進のため頑張りましょうと、お言葉をいただいたところです。

所感といたしまして、20年間友好都市として、文化、スポーツを初めとして交流が継続したことに、一定の評価ができるものと考えております。未来を支える子供たちが、このような交流をすることによって生まれる体験や経験というものは、成長の糧になるものと考えたところです。何より、この間の総括をしっかりと行い、よりよい友好都市を目指していくべきではないかと思う出張になったということ、この場をおかりいたしまして御報告させていただきます。

ます。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会をお願いします。

(午後2時31分 小会)

(午後2時33分 本会)

○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

(午後2時33分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年12月14日

経済企業委員会

委員長